

平成31年（2019年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成31年2月28日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成31年3月15日（金）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
7 番	奥村 仁	8 番	樋口泰生
9 番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	宮原 俊也	税 務 課 長	上村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野 和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 武幸
教 育 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

9番 太田哲生 10番 瀧本 攻

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

東清剛議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにしたいと思いますので、ご了承ください。

それでは、日程にしがたい議事に入ります。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9番 太田哲生君

10番 瀧本 攻君

のご両名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において、各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、

各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻総務産業常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、平成31年3月定例会において、総務産業常任委員会に付託された案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず今期定例会に付託されました案件については、3月4日、月曜日、午前9時30分から、第1委員会室において、委員8名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した方は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の局長・課長及び職員であります。

また、今期定例会において、付託されました案件は、

議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 紀北町多目的会館条例を廃止する条例

議案第17号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

議案第18号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

議案第23号 平成31年度紀北町一般会計予算

それと、請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願
この8件と請願1件、9件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第7号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第8号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第9号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 紀北町多目的会館条例を廃止する条例の審査をいたしました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを審査しました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の本常任委員会所管分の審査を行いました。

はじめに議会事務局の所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり議会事務局の所管分については、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分については、町長用公用車の車検費用を減額するということですが、新しい車を買うということですかという質疑に対して、町長用公用車の走行距離が24万kmを超え、25万kmに近づいていますので、かなり老朽化が激しくなっているということでございます。買い替えの予算を当初予算において計上しています。本来ですと、この2月に車検でしたが、その車検を取りやめて買い替えるということで、今回その車検費用については減額するというものでございました。

以上のとおり総務課の所管分については、質疑を終了いたしました。

次に財政課の所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり財政課所管分については、質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、相乗り運送実証事業で、本会議でも質疑がありました

が、状況を教えてくださいという質疑がありました。

運行結果につきまして、海山地区では9月18日から12月16日まで90日間、紀伊長島地区では10月1日から12月28日までの89日間を行いました。

その結果、海山地区では登録者が26人、実際に利用された方が15人でした。90日間の延べ利用者数は53人でした。運行回数は28回です。紀伊長島地区では、登録者が101人、実際に利用された方が55人、89日間の延べ利用者数は317人で、運行回数は216回という答弁でございました。

また委員から、この実証実験中にトラブルや利用者からの意見などはありませんでしたか、という質疑に、この運行に関してのトラブル等はありませんでした。運行終了後に各地区を回らせていただき聞き取り調査を行いました。利用された方からは好評でしたという答弁でございました。

次に委員から、県の空き家リノベーション支援事業補助金を毎年執行せずに予算を落としています。申請がないということをごどのように考えていますかと。

この事業は県のリノベーション推進事業として、県が2分の1の国予算を確保して、県外から県内に移住される方を対象に、空き家をリノベーションする際に事業費の3分の1を補助するものです。

県での予算確保が平成30年度で6件分でしたので、紀北町では申請がありませんでしたが、県内の他市町で県の予算枠が満額になる申請がありましたため、今回は補正で減額いたしました。

このリノベーション補助金は、県内への移住希望者の方のメリットとなりますので、県や町のホームページで広報し活用しているという答弁でございました。

補助金の広報はホームページに載せるだけでよいのですか。もっと積極的に、IターンやJターンを引き込むような企画をしないと、毎年補正で減額となっていますいかがですか。

全国的に同じスタイルでは、毎年同じことが起こります。もっと考えて取り組む必要があると思いますがという委員の質疑に、ホームページが中心の発信となっております。東京、名古屋、大阪での移住相談会での参加もPRしています。

また、委員から実際に県外から町内に移住した方がいますか。空き家バンクの登録物件を購入していないので、空き家改修の補助金の対象となりません。雨漏りのする家を自分で修理していますが、補助金の使い勝手をもう少し考えることはできませんかという質疑

に対して、この補助金は、移住と空き家バンクの利用促進を兼ねた制度です。空き家バンクを活用された方を対象として制度設計していますので、残念ながらそれ以外の方については、対象外とさせていただいていますとの答弁でございました。

また委員から、そのあたりを周知徹底していただいて、さらに企画を充実させていただきますようお願いするという委員からの要望がありました。

現在は、空き家バンクの推進を兼ねて取り組んでいますので、それ以外の住宅まで拡充するのは難しいと考えていますという答弁でございました。

以上で、企画課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、農林水産課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり農林水産課所管分については、質疑を終了しました。

次に、商工観光課の所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり商工観光課所管分については、質疑を終了しました。

次に、建設課の所管分について質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり建設課所管分については、質疑を終了いたしました。

次に危機管理課の所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第23号 平成31年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管分の審査を行いました。

まず議会事務局所管分については、委員から予算書40ページの議員報酬についてお聞きします。議員報酬は、額を上げたり下げたりする際には審議会にかけなければならないのですかという質疑に、条例で定められている紀北町特別職報酬等審議会というものがあります。これは、町長の諮問機関であり、町長が議員報酬の額に関する条例を議会に提出するときは、予めこの審議会の意見を聞くことになっております。

議員報酬については、議員が発議で条例を出すことが可能ですので、この審議会を経ずに、議会の議決によって報酬額を上げたり下げたりすることは可能ですという答弁でございました。

以上のとおり議会事務局の所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、総務課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり総務課所管分については、質疑を終了いたしました。

次に、財政課所管分について、委員から予算書の45ページ、町有財産管理事業の相賀本町倉庫解体工事の場所はどこですかという質疑に、相賀幼稚園の近くの倉庫です。

以前、海山物産が使用していたところですか、そのとおりですという答弁でございました。

解体後の跡地はどのようになりますか、解体後は更地として管理しますという答弁でございました。

45ページの財産管理費について、廃校になった旧志子小学校は、教育財産から普通財産に変わっていますかという質疑に、旧志子小学校は教育財産ですという答弁でございました。

15ページの地方消費税交付金について、平成31年度は平成30年度より2,390万の増額となっていますが、その根拠は何ですかという質疑に、平成28年度から平成30年度までの3年の伸び率等により算出していますという答弁でございました。

10月からの消費増税分を見込んでいるわけではないのですかという質疑に、今回の増税については、10月からであること、また食品等については軽減税率が適用されるなど不透明な部分が多いと見込んでいますので、増税分は含んでいないという答弁でございました。

以上のとおり財政課所管分については、質疑を終了いたしました。

次に、出納室所管分について、質疑に入り、質疑はございませんでした。

以上のとおり出納室所管分については、質疑を終了いたしました。

次に、企画課の所管分について、委員から電源立地地域対策交付金について、詳しく内容の説明をお願いしますという委員からの質疑に、電源立地地域対策交付金については、発電施設等が立地する市町村あるいはその周辺の市町村に対して交付される交付金です。

その対象となる発電施設は、宮川第1、第2発電所、銚子川第2発電所、尾鷲第1、第2発電所の5つの施設が対象です。

これは、発電量に対して交付金額を計算する方式があり、そちらのことについては計算をされ交付されます。従って、発電量によって交付金額に若干に差異がありますという答弁でございました。

予算額の1,152万6,000円について、宮川発電所の分でしょうか。銚子川第2発電所を含んだ分でしょうかという問いに、先ほど申し上げた5つの発電所が対象となりますという

答弁でございました。

5つの施設が紀北町に関連しているということですかという質疑に、そのとおりです。

尾鷲の発電所が銚子川水系に入っているところもありますし、隣接市町の発電所も対象となりますので、5つの発電所の発電量が基となって交付されています。

受けた交付金の使い道は、町で決めることができるのですかという質疑に、そのとおりですという答弁でございました。

次に、図書館管理運営事業に充当するのは初めてですかという質疑に、小型動力付きポンプ車については、例年、充当しています。それ以外は、志子保育所の臨時職員の賃金に充当していましたが、廃園になるということで、今回は図書館情報システムの更新に対して充当していますが、これは、今年度限りとなりますという答弁でございました。

図書館とは町内の図書館全部ですかという質疑に、答弁といたしまして、紀伊長島図書室、海山図書室、児童図書館の3館が共有して使っているシステムという答弁でございました。

また、委員から3館に補助金を交付するわけですかという質疑に、図書館情報システムは、3館が共通して使っているシステムですので、その更新に充当していますという答弁でございました。

また、委員から三浦など、特に発電所の影響がある地域に対して交付しなくてもよいのですかという委員からの質問に、かなり以前は、受益地に対して充当する地域要件がありましたが、現在は撤廃されており、要件に該当していれば町の裁量で充当することができますという答弁でございました。

委員から、住宅リフォーム補助金についてですが、住民から喜ばれているという声をよく聞きます。ただ抽選からもれるなど補助金を受けることができなかった人もいますので、今後の継続などはどのように考えていますかという質疑に、利用された方は、非常に喜んでいただいています。

事業者の方も施工の増加につながっていますので、一定の効果があると考えています。今後も続けていきたいと考えておりますが、予算が伴うものですので毎年検討して予算計上していきたいと考えておりますという答弁でございました。

他の市町で10年以上続けているところもありますし、町の活性化のためになっているということではよろしいですかという質疑に、今回も1,000万円これ30年度の分ですけれども、2回で補助金に対して、4,000万円の工事の申請がありましたので、一定の経済効果がありま

す。

1,000万円については、1,000万円に該当する額が4,000万円が認められたということです。トータル的には5,100万円が経済波及効果として工事があったということでございます。

銚子川流域魅力アップ推進事業で、銚子川の魅力発信、環境保全に126万5,000円とありますが、内容を教えてくださいという質疑に、主な内容は2つ。1つは、銚子川の価値や魅力を発信することにより、保護、保全していく気持ちを喚起する環境学習を3回計画しています。うち2回は小学校を対象に、1回は一般の方を対象に計画しています。もう1つの事業は、環境保全活動を進めるもので、河川清掃について参加者を募り実施を計画していることと、入り込み客数の実態を把握するための委託料を計上していますとの答弁でございました。

対象者が町内の小学生とのことですが、町内の小中学生は銚子川の環境について十分理解していると思います。理解していないのは、車で入り込んで遊びに来る方です。そこに対して環境の啓発が必要だと思いますが、その手立てはありますかという質疑に、町内の小中学生は銚子川の良さは体感して知っていますのは事実です。それをもう少し踏み込んで、なぜこんなにきれいなのか、どのような生物が生息しているのかという詳しいところまで知らないのではないかと考えています。

そのため、それらを伝えて認識を新たに改めて自分が生まれ育った町の環境の素晴らしさ、大切さを感じ、守っていく意識につなげていきたいと考えています。

また、町外の方に対する対策はとっても大事だと感じています。平成30年度はホームページも立ち上げまして、その中でマナーや利用方法などの啓発もしていますし、路上に看板の設置や啓発チラシの配布などを行っています。町外の方に対しては、インターネットを通じての広報や訪れた方のためのチラシや看板などで啓発していく地道な活動が必要だと考えていますので、続けていきたいと考えていますとの答弁でございました。

委員から、CATV行政放送番組制作委託料として1,170万1,000円ありますが、41本の通常番組の1本あたりの金額はいくらになりますかという質疑に、委託料には、通常番組41本、議会放送年4回、町長の新年の挨拶、ダイジェスト番組3回、講演会等の放送2回、デジタル機器等の管理料を含んでおります。

通常番組の1本あたり消費税抜きで19万円です。41本で779万円となります。

また委員から、人づくり事業で76万1,000円ですが、これはどのようなものですか。

また、地方バス運行対策事業2,097万円について、もう少し詳しく説明をお願いします。

最後に、地域おこし協力隊受入事業で、一次産業に対してどのような働きかけをしていますかという質疑に、人づくり事業につきましては、主に町職員の企画立案能力や実践能力の向上のための研修会参加の費用です。

地方バス運行対策事業については、路線バスといこかバスの運行等に要する経費で、河合線、いこかバス、三重交通路線バスの維持継続にかかる補助金、高速バスの背面の広告料等です。

地域おこし協力隊については、現在、企画課に移住定住支援員が1名、財政課にふるさと納税支援員が1名います。また、直接、一次産業にというものではありませんが、ふるさと納税の返礼品の中で一次産業製品の返礼品も取り上げています。

移住定住では、町内で実施する田舎暮らし体験ツアーを企画し移住を検討する方に参加していただいておりますが、プログラムの中に農林水産業を体験したり紹介したりしていません。また、林業にも特化した日帰りの体験ツアーも実施していますという答弁でございました。

また、委員から人づくり事業は町職員の企画立案のためとなっておりますが、従来からしていますかという質疑に、この研修については、従来から継続して実施していますという答弁でございました。

また、委員から企画立案が現場で活かされているかという疑問などがあります。職員だけでなく町の人の人づくりも入れて充実してはいかがですかという質疑に、こちらの人づくり事業につきましては、主に町職員の研修と言いましたが、その他に高校生の地域人材としての育成も行っております。

また、まちづくり推進総合事業の中では、若者のリーダー育成のための研修会や、卒業したメンバーの事業起こしへの支援も行っていますという答弁でございました。

また、委員から地方バス運行対策事業には、相乗り運送の延長上の企画は入っていませんが、どのようになっていますかという質疑に、平成30年度には、7月から9月にいこかバスの試験運行を実施しました。引き続いて、10月から12月まで相乗り運送実証実験を実証しました。現在は、それらの結果をまとめて分析をしながら、この地域にあった運送を検討していますという答弁でございました。

また、委員から検討中ということですが、今の相乗り運送を活かした動きを、平成31年度において実現の可能性がありますかという質疑に、相乗り運送は12月末まで実施しましたので、その結果を平成31年度当初予算に盛り込むことはできませんでした。

現在、検討中ですので、それらがうまくいく仕組みが考えられたときには、また、予算をお願いしますという答弁でございました。

また、委員から、この運送に協力した人たちにとっては、何もメリットがなかった結果になっています。何らか活かした形をとらないと、その人たちに負担をかけた形に終わってしまいますが、どのように考えていますかという質疑に、相乗り運送の結果については、今後の交通システムに反映していきたいという答弁でございました。

また、委員から地域おこし協力隊受入事業について、現在、一次産業に関わっていないとのことですが、新しい発想をするには、現場にことあるごとに足を運んで現場の声を聞くことが大切だと思いますがいかがですかとの質疑に、現在は、一次産業に特化した業務はしていません。ふるさと納税の返礼品を作るために、現地に足を運んで調査や聞き取り、商品作りをしています。

移住支援員についても、都会からみえる方は一次産業に従事したいと言う方も多くみえるのが現状ですので、農林水産業に従事する方のもとに足を運んで話をしていますし、農林水産課とも協議し連携をしておりますという答弁でございました。

また、委員から地方バスについては、高齢化が進んで利用者が年々減少していくと、根本的に考え方を変えないといけないのではないかと思います。課題としてどのようにとらえておりますかという質疑に、高齢者の方は増えていますが、ある一定の時期から減少していくのが現実です。

今では不特定多数の方が一定の場所に集まって、一緒の時間に運搬することを主に考えてきましたので、しかし、現在の地域の実情をみれば、バスだけでカバーしきれないというのが実情です。

路線バスでカバーできる所はそれでカバーし、カバーできないところは、相乗り運送のような運送が適しているのではないかと感じております。

また、委員から認識はされていると思いますが、今後はデマンドにするのか、ドアツードアにするのか、しっかりと検討して適切な対応をお願いしますという質疑が委員からありまして、答弁としまして、今回の相乗り運送での聞き取り調査の結果ですが、非常によかったですと聞いています。

その中で一番多いのは、ドアツードアです。移動手段をお持ちでない方はある程度高齢の方であり、足の元気な方はバスでも移動できますが、足が弱っている方にとっては100mを移動することも難しい、行きはよくても帰りに買い物の荷物を持って自宅まで帰るのが

難しいとの声もありました。

その点でも相乗り運送のドアツードアの運送の評価が高かったところがありますので、そのあたりを十分考慮しながら今後の検討をしていきたいと考えていますとの答弁でございました。

また、委員からホームページ運営事業ですが、先日、新しくなりましたが、常に更新が必要だと思います。管理委託料78万5,000円の中にどこまで含まれていますかという質疑に、前回もそうでしたが、今回のホームページの更新では、特に各課の職員が内容を更新できるシステムを導入しました。各課で意識を持ってもらって、常に最新のものを更新してもらうように依頼をしていますという答弁でございます。

情報の書き換えということは、役場職員がするという事によろしいかという問いに、答弁としまして、その通りですというお答えでございました。

また、委員から保守管理業者はどのような業務をするのですか。

答弁といたしまして、ホームページのシステムの維持管理で、業者所有のサーバーの管理や、通信網の管理等が含まれており、月6万円となります。

また、委員からいこかバスの委託料が438万1,000円とありますが、バスの運行状態の確認はされていますか。細い道をスピードを出して走っていたとの話も聞いたことがありますが、運転手とのやりとりはありますかという質疑に、運行当初はかなり綿密に話し合っていました。安定してからは定期的には開催していないが、現状ではそのあたりも定期的で開催していきたいという答弁でございました。

高速バスの背面広告111万2,000円ですが、ラッピングの画像が変わったのを見たんですが、現在貼ってあるものを貼り替える予算は含まれていますかという質疑に、平成31年度については貼り替える予算は入っていませんという答弁でございました。

次に、委員から高度情報化推進事業で、庁舎内は有線LANで運営していると思いますが、庁舎内で無線LANを解放する考えはないということによろしいですかという質疑に、その通りですという答弁でございました。

また、委員からセキュリティの問題はあると思いますが、スマートフォンを持っていますとWi-Fiの電波を拾ったりしますが、それは企画課内だけで利用されているのですかという質疑に、以前、試験的にWi-Fiを試していたことがありますが、セキュリティ上の問題で、現在は接続できないようにしていますという答弁でございました。

また、委員から地域おこし協力隊の募集経費についてですが、200万円計上していますが、

募集するだけで200万円使用するのですか。

また、起業支援補助金については、起業をしたい方を支援するために地域おこし協力隊が活動するのか、地域おこし協力隊自身が起業するのを支援するための補助金ですかという問いに、募集経費200万円です。

地域おこし協力隊の制度の中で、一年度に200万円まで特別交付税措置されることになっています。その上限金額で計上しています。使用用途については、募集専門の事業者に委託するものと、相談会や募集会などに出向いて募集するための旅費などになります。

起業支援補助金は、現在活躍している地域おこし協力隊員が平成31年の9月と11月に任期満了を迎えますので、その隊員が地元に残って起業するのを支援するために、一人100万円までの特別交付税措置されることになっておりますので、上限金額100万円を計上していますという答弁でございました。

また、委員から紀北町の募集の仕方としては、外部委託をしつつ、職員も出向いて募集しているということによろしいですかという質疑に、その通りですという答弁でございました。

起業支援補助金ですが、9月と11月に2名の方が任期満了になるとのことですが、今のところ2名の方は紀北町に残られるのか聞いていますかという質疑に、平成31年度に任期満了を迎える2名の隊員については、2名とも引き続き紀北町に定住することを計画してくれています。うち1名は実際に起業を、起業ですね、いわゆる会社を起こすことを計画しており、もう1名は、引き続き居住はします。起業については検討していますという答弁です。

地方バスでは現在2,000万円程度の予算を計上していますが、もっと効率的に使用できないのでしょうか。相乗りの制度と福祉タクシーを連携した事業を考えて、現在の予算をそちらに回した方がこの予算が生きるのではないのでしょうか。

本当に移動に困っている方に集中的に予算を使う方が生きるのではないのでしょうか。福祉タクシーの方々と話をして、町独自の運行を検討してはどうでしょうかという委員からの質疑に、今後は、相乗り運送のような仕組みがよいのではないかと感じております。

そのような運送を町内で現在行われております福祉タクシー事業者ですので、ノウハウ等のお話も伺いたいと思います。その上で、運行するためには道路運送法の許可が必要ですので、その制度で認定される運送を検討していきたいと考えていますという答弁でございました。

以上のとおり企画課所管分の質疑を終了いたしました。

東清剛議長

暫時休憩します。30分まで休憩いたします。

(午前 10時 17分)

東清剛議長

それでは、休憩前に続きまして、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

東清剛議長

総務産業常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻総務産業常任委員長

休憩をとっていただいております。

次に、税務課所管分については、委員から固定資産税の中には太陽光パネルがあると思うのですが、これは償却資産に含まれていますかという問いに、課長のほうから償却資産課税分に含まれていますという答弁でございました。

平成31年度紀北町一般会計予算の中で、どの部分に当たりますか。

また、平成31年度の新規課税分はどの程度見込んでいますかという質疑に、固定資産税・現年課税分・償却資産課税分の1億9,034万6,000円に含まれておりますということでございます。

平成31年度の太陽光ソーラーパネルでの新規課税を見込んでいるのは、15件で750万円分となりますという答弁でございました。

太陽光パネルは家の屋根や、広い土地に設置するものなど、いろいろあると思うのですが、課税条件は全て同じですかという質疑に、基本的に10kw以上のもので、償却資産課税対象となります。1枚のパネルが250wほどの発電量となりますので、約40枚以上のパネルを設置しているものが償却資産の課税対象となりますという答弁でございました。

また、委員から屋根に設置されているものなどは課税の対象外となっているのですかという問いに、課長のほうから、新築家屋の家屋評価の付帯設備として課税しているものはありますが、通常は償却資産の課税はしていない状況ですという答弁でございました。

以上で、税務課所管分についての質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、課長から追加説明があり、質疑に入りました。

予算書20ページの鳥獣飼養許可、メジロの手数料ですが、毎年予算計上していますが、メジロの許可申請はありますかという質疑に、実績で3羽分の申請が毎年ございます。1羽あたり3,400円の3羽分でございます。予算は歳入ですので、端数を落として計上していますとの答弁でございました。

許可なしでメジロ飼った場合の罰則はありますかという質疑に、刑事事件にあたりますという答弁でございました。

予算書76ページ、農業用施設管理事業の県営ため池等整備事業の原池地区の事業負担金1,000万円についてですが、これは平成30年度の補正予算でも計上されていましたが、2年にわたる事業ですか。現場では工事が進んでないように見えますがという質疑に、原池の県営ため池等整備事業は、平成29年度から平成33年度までの予定の事業です。

総事業費は3億1,600万円です。平成30年度は1億円の事業費で町の負担金は、事業費の10%の1,000万円となっております。3月の補正予算については、事業費ベースでは1億3,300万円となりますという答弁となり、町負担が事業費で10%であるため330万円の増額補正となります。平成31年度につきましては、事業費ベースでは予算額が1億円となりますので、国の予算のつき方もありますが、平成31年度も平成30年度並みということを予定しておりますので、県の予算に合わせた形で町の負担金を計上しましたという答弁でございました。

また、委員からこの工事の目的は何ですかという質疑に、原池は、町の防災重点ため池に指定されており、老朽化に伴い漏水が著しいため、県営事業で改修工事を行うことにより耐震強度を高めていくことが目的となっていますという答弁でございました。

次に、委員から予算書82ページから83ページにかけての水産業強化支援事業の築磯設置工事1,000万円の内容を教えてくださいという質疑があり、水産業強化支援事業の築磯工事については、国からの補助金2分の1を受け入れて実施することとなっており、国の事業としましては「浜の活力再生交付金」の中の「水産業強化支援事業」で漁場の環境整備を行うことにより、イセエビ等の増殖を目的とし、長島の大島付近へ投石をする予定です。事

業費は1,000万円で約1,000m³を沈める予定という答弁でございました。

そうすると、つまり大きな石を投入して漁礁とするということですかという質疑と、大島付近の浅瀬に投入するのですかという質疑に、天然の1 t規模の自然石を投入することとなっていますと、また大島よりやや西寄りの深さとしては比較的浅い、水深16mぐらいのところ、ダイバーが潜っていけるとところに漁礁を築く予定ですという答弁でございました。

また、委員から水産資源増殖事業の中のアワビ、ナマコの種苗放流事業委託 68万5,000円の事業の委託先はどこですか。また、マダイの種苗放流 91万6,000円、トラフグの種苗放流 99万6,000円、浮漁礁設置事業 11万5,000円、稚エビ放流事業費補助金 90万円の内容についての質疑がありました。

主には外湾漁協に補助することとなっております。アワビにつきましては外湾漁協の中から、海山と長島と海野に放流を依頼することとなります。残りの部分は外湾漁協に依頼することになりますが、イセエビに関しては、白浦と島勝浦と海野と長島で放流することとなっております。

浮漁礁については、長島の外湾漁協の紀州支所に依頼することとなっておりますので、マダイとトラフグは県の水産事業団への負担金ですという答弁でございました。

また、委員から補助金を使って放流するには、活きる放流をしなければならないと考えます。魚をいくら放流してもすぐに獲ってしまい、効果が薄いと考えます。事業の実績は伴っていますかとの質疑に、事業の実績としては、外湾漁協からの聞き取りによりますと、明確な数字は把握していませんが、放流をしないよりも放流をしたほうが当然よいということ聞いています。漁協としても、どの種苗放流が最も効果的かということは考えながらやっています。平成31年度については、漁協と相談しながら実施したいと考えていますという答弁でございました。

また、委員から放流をしないよりは放流する方が効果は上がっているということは当然ですが、放流した後、1年か2年は漁を行わずに置いておくのが必要だと考えます。種苗が小さいうちから獲ってしまうと、個体数が減少の傾向にあるということです。町も補助する以上、放流した後すぐに捕獲してしまわないような周知を行い、計画的な増殖を検討してほしいと思いますが、こういうことを町は実施していますかという質疑に、外湾漁協と十分協議の上検討していきたいと考えておりますという答弁でございました。

また、浮漁礁の補助金とは、どういう浮漁礁に対する補助金ですかという質疑に、長島

の外湾漁協の紀州支所が竹やヒノキの間伐材等を、今年は雑木を利用したものを設置しております。費用については町も2分の1の額を補助するという形にしていますという答弁でございました。

また委員から、海洋牧場については県が行っている事業のため比較的大きな事業となっておりますが、紀北町としては魚探やソナーである程度の漁獲があるので、2人や3人で漁を行っている方への支援や後継者育成を含めて、沿岸で海洋牧場を設置する方法も考えられると思います。

農林水産課として、現在、海洋牧場に関してどれほどの知識を持っているかお伺いしたいという質疑に、浮漁礁の事業は継続的に実施している事業です。規模は小さいものです。漁協としての懸念は航行の支障にならないような配慮が必要であると考えており、2基の浮漁礁の設置を計画していますが、1基しか設置できなかった年もありました。浮漁礁の設置に関しては様々な制約が出てきますので検討が必要であります、引き続き勉強をしていきたいと思っておりますという答弁でございました。

また、委員から沖のカツオやシイラの漁礁のことを念頭に置いているように思いますが、私の考えているのはもっと沿岸のタイやイサキ等の近くで獲れる魚種対象の漁礁で、それを検討していただきたいという質疑でございました。

事業の大きな県が設置した浮漁礁がありますし、漁協が行う比較的小規模のものもあります。その中間に位置する事業費のものも検討できるかと考えていますが、漁協と相談して事業を進めたいと考えていますとの答弁でございました。

今年度に産地協議会を開催する予定はありますかという質疑に、産地協議会につきましては、現在、事務的に来年度の事業をどうするのかを調整を行っているところですよという答弁でございました。

委員から予算書78ページの有害鳥獣焼却炉の燃料費と手数料についてですが、焼却炉設置から1年経過していますが、予算規模に対してどれくらいの実績、また、予算書78ページから79ページの地域産材利用促進事業について、関東方面へのPRを行っていると思っておりますが、最近では関東のほうで駅を木造で建築している例も見受けられます。紀北町産材を使ってもらえるPRができるのですか。

そして、林道治山関係事業の便石線の舗装は事業費1,122万円ですが、舗装の起点と終点を教えてくださいという質疑に、まず、焼却炉の関係ですが、手数料は焼却200回分で計上しております。燃料費は、平成30年の4月から10月までの実績と3月までの見込みを加え

たもので予算化して計上しています。実績としましては、平成30年度の4月から10月は、月に約25頭平均で処理をしてもらっています。

次に、地域産材のPRについては、東京都港区で港モデルという木材利用のルールに則って木材利用をしていく方針です。木材を利用した建築ではなく、壁等の建物の一部の木質化やテーブルや椅子等の家具に対して木質化した場合に補助する制度を策定しているもので、ゼネコンとの関係があり、紀北町産材をゼネコンに直接売り込みに行くことは難しい面があります。

また、東京ビッグサイトでの見本市で紀北町の業者や森林組合と共同してPRに努めているところがございます。

林道便石線ですが、起点は舗装部分が奥へ1kmを予定しております。複数年で事業を行う予定でありますので、予算計上となっております。

また再度委員から、有害鳥獣駆除事業ですが、平成30年度で月約25頭を焼却したとの説明でしたが、平成31年度においては200頭の予算計上で、今年度並みの焼却個体があった場合、補正予算を検討するということですか。消極的な予算計上と受け取ってよいのですか。

続いて、地域産材ですが、関東に紀北町出身というわけではないですが、紀北町に絡んだ方が駅の設計をしているところもあるので、そういう方に接触していくのも、1つのPR活動であると考えますが、そういった方の情報を得ていますか。

便石線については林道であるので、林道以外の使用方法となると難しいのかもしれませんが、最近、便石山に登る林道便石線を利用し登る人がいますので、登山用登り口まで舗装という意図があったものなのですかという質疑に、焼却炉の関係ですが、平成30年4月から10月まで、150頭程度の個体を焼却しています。

焼却対象個体は、猟期である11月1日から3月15日までに捕獲されたシカ・イノシシは、焼却はしないことになっているため、猟期明けの3月16日から年度末までの個体の焼却については、200頭で賅えると考えております。焼却個体についての補足ですが、シカ・イノシシ以外の小さな動物については、猟期に関係なく焼却の対象としています。

地域産材の利用について、関東で駅の設計をしている方については、初めて聞きましたので、森林組合等でそういう情報を共有しながら相談していきたいと考えております。

港区が毎年10月に開催する木材展示会へ参加等については、森林組合や木協関係者にも参加いただきたいと考えております。

便石線については、平成31年度から舗装によって適切に通行ができるようなものにして

いきたいと考えていますという答弁でございました。

また、委員から有害鳥獣対策事業で農村見守り支援員事業の支援員2名、605万9,000円とありますが、1名にすると約300万円の賃金を支払っていますが、どんな仕事をしているのかの質疑に、農村見守り支援員は、集落支援員事業の1つの国の特別交付金対象の事業で、農村の見守りを行いつつ、メインの業務は有害鳥獣の駆除を行っており、農村見守り支援員採用の条件の1つには、猟友会の推薦によって、要するに狩猟の免許を持っている方の推薦によって、保有している者として、業務の実績としましては、12月まで2名で150頭を超える捕獲をしております。

オリや鹿よけとして設置している網にかかったシカ等の駆除等も行っていますが、地域の方からも非常に高い評価をいただいていますという答弁でございました。

次に、委員から農村見守り支援員は、銃等を使用し駆除しているのですか。また、その方たちは地元の方ですかという質疑に、銃ではなく、ワナで捕獲しています。支援員は2名とも町内在住の方です。

また、委員から焼却による処理が多数であると思いますが、ジビエについては町としては検討していますかと。

国の施策では、補助等を手厚くしてジビエに誘導しようとしていますが、実際には野生動物を食肉加工することは非常に難しいこと。供給体制の構築と需要とのバランスが困難であるため、現段階では、町としてはジビエの事業についての取り組みは行っておりませんという答弁でございました。

また、獣害は年々減少していてもいいと思いますが、年間でサル、シカ、イノシシでどれくらいの捕獲頭数があるのかお聞きしたい。

藻場についてですが、磯焼けが深刻化する原因の1つは地球の温暖化も考えられますが、魚の個体数も減少傾向にあります。通常感覚だと担い手が減少すれば、魚の個体数は増加すると考えられますがという質疑に対して、課長からの答弁で、平成29年度は、シカとイノシシで808頭です。平成28年度は、シカとイノシシで624頭です。平成27年度は592頭です。捕獲頭数としては平成27年度から平成29年度までの3年間では伸びているということになります。農作物の被害の面では大規模柵の設置に伴い、農地への被害から周囲の宅地に近い農地への被害転嫁が増加しています。

漁業の関係ですが、国勢調査の15歳以上の漁業の就労人口は、平成17年度では728名、平成27年度では466名となっており、担い手は大幅に減少している状況です。確かに委員がお

っしやる磯焼けの環境面では、状態の悪化は事実としては存在していることは確かです。町としては、ガンガゼ駆除や水産多面的機能発揮対策事業等を活用し、水産資源の増殖に努めていきたいと考えておりますという答弁でございました。

また、委員から大規模獣害柵についてですが、設置から年数が経過し劣化していますかと、一度設置したら国からの支援も無いという認識でよろしいですかという質疑に対して、大規模獣害柵については、紀北町鳥獣害被害防止総合対策協議会の事業として、国庫補助を受け入れ実施した事業です。当初から資材提供が原則でありますので、更新や補修については困難で、劣化については認識していますので、町としてどうしていくかということは検討していく必要があると考えておりますという課長の答弁でございました。

また、委員から有害駆除の報償費についてですが、サルは1頭1万8,000円、シカ・イノシシは1頭8,000円となっています。サルの実績は説明されていないですが、シカ・イノシシの808頭には、猟期に捕獲頭数は含めないということかという質疑に対して、サルの捕獲数は伸びておりません。サルを多く捕獲していた猟友会員が活動を中止しているためです。サルの捕獲頭数の減少につながると考えられます。

報償費の予算としては、平成31年度では720万円を計上しています。サルの捕獲については80頭としていますが、現状の捕獲頭数は、80頭に届かないものとなっております。

また、猟期は、11月1日から3月15日までとなっておりますという答弁でございました。

シカとイノシシで各何頭捕獲予定ですかという質疑に対して、シカとイノシシを合わせて、720頭としておりますという答弁でございました。

また、委員から実績に比べて少ない予算規模になると思いますがという質疑に対して、平成31年度の予算要求規模では、シカとイノシシは平成29年度の実績を下回っていますが、サルの捕獲頭数の減少分をシカとイノシシのほうに回す等の融通は利かしていきたいと考えています。シカとイノシシの捕獲頭数については、平成29年度の規模の捕獲は可能と考えています。

また、委員から農村見回り支援員は活躍していると思うので、今後も継続していただきたいと思います。ミカンの収穫期にはサルの追い払いのために、樹園地への見回りを強化していただきたい。

農村見回り支援員事業については継続して実施していきたいと考えております。平成31年度も今年度と同規模の予算規模を確保し、内容の充実も検討していますとの答弁でございました。

また、委員から農地中間管理機構関連農地整備事業はどのような事業ですか。

答弁といたしまして、中里地区のオービス、自動速度違反カメラのあるとこです、と船津川と往古川に接する地区の約7haのほ場が事業対象地です。予定している工事内容については、水路のパイプライン化と耕作条件を改善させるための畔取りを実施し、区画整理を行うこととなっております。

事業趣旨としましては、耕作条件を改善することによって、将来の担い手にもより良い営農条件を整え、担い手を確保していこうとするものです。事業の要件としまして、農地中間管理機構の借り手として、貸し手のマッチング機能を絡めて行うもので、紀北町の将来のモデル的な事業の位置付けと考えておりますという答弁でありました。

事業計画の概要、事業対象地の水害の影響についてはどのように考えておりますかという質疑に、上里排水機場と中里排水機場に挟まれた地区でありますので、もし農地が浸水しても両排水機場を稼働して排水することが可能であります。過去10年間は浸水したことがない地域です。

事業計画については、平成31年度に計上した予算は、県の受託事業として町が主体となり基本計画の策定実施としては、平成32年度では県が実施計画を策定し、平成33年度、平成34年度、これ年号変わるとるかもしれん、に実施していく予定です。事業費の総額は約1億円から1億5,000万円と考えておりますという答弁でございました。

また、委員からF S C認証についてお伺いしたい。平成30年度については映像放送され、平成31年度については予算は148万円、F S C認証年次監査負担金等、今後維持していくためには相当な経費がかかると思うが見通しはどうなっていますかという質疑に対して、F S Cの映像作成については、平成30年9月の補正予算でお認めいただき、債務負担行為で2カ年の事業として、合わせて290万円ほどの予算です。映像は平成30年の秋から撮影しており、平成31年の5月、6月の新緑の映像を含めて作成していきたいと考えております。

F S Cのグループ認証につきましては、尾鷲市の市有林と紀北町の町有林で進めており、今年3月中に認証される見込みです。

尾鷲林政推進協議会への負担金100万円を使わせていただきまして、年次監査につきましては、90万円の費用としております。紀北町が55%、尾鷲市が45%の面積按分の割合で負担することとなっております。

F S Cにつきましては、これによって新たな需要を開拓していくことは非常に難しい面もあります。F S Cの認証を受けるということは今までの町有林の管理が適正であったか

どうかの証明でもありますので、町内外では広くPRできればと考えております。

また、環境に配慮した山林を育成していくということは、環境・教育面を含めたものであることがF S C認証取得の効果として今後活かされるのではないかと考えておりますという答弁でございました。

委員から概念は理解しました。構造材としていかに利用してもらうかが林業再生の根本課題であると思います。

尾鷲市はすでにF S C認証を受けているにもかかわらず、グループ化のために新たな経費がかかることになると思います。メリットはあるのですかという質疑に、今後F S Cなどの認証材が公共工事等に優先して利用される可能性があるので準備しておく必要があると考えております。

尾鷲市はグループ化することによって、大規模化に伴うコストダウンのメリットがありますが、尾鷲市には、積極的に参加していただきましたという答弁でございました。

また、委員からF S C認証の取得を受けない一般的な林業者にとっては、F S C認証林の差別化が逆に働く可能性がある。民有林所有の零細林業家に影響を与えることもあるので気を付けていただきたいという質疑に対して、F S C認証取得林ということは森林の差別化ということではなく、民有林所有者についても森林組合等も含めてしっかりと対応していきたいと考えていますという答弁でございました。

また、森林組合が補助事業をするには手間がかかり、補助を受けるにも大変な困難があります。町単の補助事業の検討も考えていただきたいという強い質疑がありました。

補助事業の活用を推進していくように、森林組合にしっかり伝えさせていただきますという答弁でございました。

以上のとおり農林水産課の所管分についての質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分について、委員から予算書86ページ、観光推進事業で、事業委託料に、銚子川清掃委託料32万8,000円、銚子川夏季特別ゴミ収集事業委託料47万5,000円がありますが、2つの委託料の内容をご説明くださいという質疑があり、銚子川清掃委託料は、便ノ山区に銚子川の魚飛奥や魚飛溪の清掃を委託しているものです。

銚子川夏季特別ゴミ収集事業委託料は、民間業者に委託し、7月の3連休から始まり、夏休み期間を含め9月いっぱいまでの期間、銚子川流域の便ノ山橋から木津の魚飛橋までの範囲で、ゴミ収集を1日、1回から3回収集してもらうものだという答弁でございました。

また、委員から銚子川でのキャンプは夏は利用者が多く、駐車場やゴミの問題があります。無断駐車や違法駐車で救急車が通れなかったこともあります。この対策はどうなっていますか。川でキャンプする人、泳ぐ人の車の駐車場がおそらく不足、そのおかげで、違法駐車や迷惑駐車、便ノ山や木津の人が迷惑しています。その対策するための予算はどこに計上されているのか、あるいは計上されていないのかの質疑があり、まず需用費として計上しています。銚子川流域看板等消耗品として、通常看板32枚、キットビーム看板4枚を設置する予定です。

それに警備員ですが、平成30年度に木津の魚飛橋に1名、横山橋に1名の2名でしたが、これに2名増員して4名配置する予定です。

また、銚子川のホームページを活用した周知徹底を行いたいと考えておりますという答弁でございました。

また委員から関連で、駐車場についても答弁をお願いしますという質疑がありました。

駐車場についてですが、平成30年度実績ですが、銚子川右岸の国道42号線の銚子橋のところ、まいこみ淵対岸の駐車場を確保いたしました。個人の方から、横山橋くつろぎ庵の対面に80台ほど駐車できる駐車場を確保しました。権兵衛の里にも100台駐車可能となっています。その他、木津や便ノ山の方々に引き続きご相談しながら駐車場の確保に努めていきたいと考えていますという答弁でございました。

また、委員から木津や便ノ山の方に、迷惑が掛からないようにすることが大事で、受け入れる以上は、きちんと受け入れ体制を整備し、受け入れるべきであると思います。これからは駐車場やゴミの問題にしても、どんどん整備していくべきだと思います。

大きい駐車場に停めさせてから、バスで送迎するなど、色々な想定をして迷惑が掛からないようにしてくださいという質疑がありました。

銚子川流域の木津や便ノ山地区のみなさまにご迷惑が掛からないよう、木津と便ノ山地区に重点的に警備員を配置して対応したいとの答弁でございました。

また、委員から予算書86ページの温泉施設管理運営事業の保守点検は、どのような点検を行うものですか。また、去年もポンプも機械を替えなかったのですか、確認をお願いしますという問いに、消防設備保守点検4万4,000円、浄化槽保守点検44万円。ポンプについては、2年に1度の交換ですので、去年は替えませんでしたという答弁でございました。

以上で、商工観光課所管分についての質疑は終了しました。

次に、建設課所管分について、地籍調査事業は18万4,000円と少ない額ですが、調査は実

施しないのですか。

また、去年のやり残した法務局への備え付けはまだと聞いておりますが、その辺の結果はどうなりますかの質疑に、平成31年度に新規箇所に入る予定はありません。18万4,000円の内訳は、旅費や消耗品費です。

今まで相賀地区、本地地区、鯨地区と地籍調査を実施してきましたが、新規地区へ入る前に、法務局へ届け入れないところを整理をしてくださいという県の指導もあり、相賀地区、本地地区、鯨地区の精査を行っていく予定ですという答弁でございました。

また委員から外部委託をせずに処理できるのですかという質疑に、これまで立ち会いや地籍図の作成は委託料として計上してきましたが、平成31年度は、担当職員が法務局と協議し、指摘を受けた部分をこれまでの成果の精査をして修正する業務になりますので、予算の必要はありませんという答弁でありました。

また委員から予算書90ページの交通安全対策事業の1,750万2,000円についてですが、この中の修繕料の交通安全施設修繕、道路の一時停止線などには使えないのですかという質疑に、停止線や道路の規制をするものは、警察の公安委員会の対応になります。

そして、この修繕料は道路照明灯の修繕や、区画線、外側線、転落防止柵などの不具合に対しての修繕料として計上しています。

ごめんなさい。先ほど外側線（そとがわせん）と読んでしまいましたが、外側線（がいそくせん）とのことです。失礼いたしました。

次に委員から、橋りょう維持補修事業の7,580万円について、引本の高浜へ掛かっている橋は、どこの管轄ですかという質疑に対して、松島橋という橋梁で町の管轄です。

松島橋を補強する予定はありますかという質疑に、松島橋につきましては、橋梁長寿命化の修繕はすでに行っています。耐荷重は6 t、有効幅員は2.7mで、大型車両は通行はできません。今のところ、拡幅や補強の計画はありませんという答弁でございました。

6 tまでなら大丈夫ならば、4 tのダンプで砂利を運んできて通ることは可能ですかという質疑に対して、軽車両等は通行が可能ですが、4 t車に積荷というと、車両重量は定かではなく、幅員的に通りますが、構造としては4 tくらいまでが限界だと思いますという答弁でございました。

委員から引本の高浜が痩せてしまって松島の住宅まで小さな石が飛んでくる状態で、銚子川の堆積土砂を掘って、矢口浦へダンプで入れていますが、矢口浦へ行くよりも近いので高浜へ入れることはできませんかと、松島の人も心配していますという質疑に、今のと

ころ、松島橋を利用して高浜に土砂を搬入する計画はありません。

4 t車になりますと、1 m³あたり1.8 tから2 tとして、概ね2 m³程度の限界です。運べないわけではないですが、進入する町道も1 m80cm程度しかありません。

県としては、高浜の浸食に対する対応のひとつとしては検討したいという話は聞いていますが、今すぐに対応するという状況ではないので、今後も県と協議していく必要があると思います。

次に、委員から予算書92ページ海岸環境清掃業務委託事業で、対象とする場所は決まっていますかとの質疑に、対象の海岸は、小山浦海岸、島勝浦海岸、海野海岸、古里海岸、道瀬海岸、長島港港湾海岸と浅間海岸、呼崎海岸、名倉海岸ですという答弁でございました。

三浦の豊浦神社前の海岸清掃はいつも業者が入っているのですが、今回は来てくきれないと噂で聞いているのですが、重機でないとできませんので、その点についての質疑をいたしますという質疑がありました。

海岸清掃業務委託のなかには三浦の豊浦海岸は入っていません。県の農政関係管理と県から聞いております。いわゆる県の管理下ということでございます。

また委員から、この部分は県の管理ということですが、毎年、町から県へ話をしてくれて町内の重機を持っている方に祭の時期に合わせてやってもらっていますが、県に頼むしかないのでしょうか。

答弁といたしまして、先ほど説明させてもらった5つの海岸は、もともとは県が管理している海岸で、県が町に委託しています。豊浦の海岸は、三重県建設事務所からの委託の範囲外です。もし、大きな流木の処理や、清掃が必要な場合は町から県に要望することはできると思います。

人海戦術でできない状況なので、県に頼んでもらいたいと思いますし、町としてやれる範囲でやってもらえるのかどうかお聞きしますという再度質問がありました。

町が直接予算を持って撤去することはできないので、農政の海岸ということもありまして、今まで業者の方が県を通じて作業をやっていたと考えられますという課長の答弁でございました。

橋梁長寿命化事業で、未実施の数を教えてください。また、白浦トンネル、長島隧道、そのあたりの事情も聴かせてくださいという質疑がありました。

紀北町内の橋梁は、257の橋があります。15m以上が43、15m未満が214の内訳です。残

りの橋梁数は、橋梁点検が道路法の改正により近接目視で5年に一度点検を行い、それに伴い健全度評価し、1が健全、2が経過観察、3が早期補修、4で通行規制、その中で点検が終わるたびに健全度の評価をするので、今のところどれだけあるのか明確には答えられません。平成31年度については、3カ年緊急対策事業分も含めて7橋、7つの橋ですね、7橋の中で耐震化の必要なもの、また落橋、橋が落ちる、落橋防止の対策として工事を進める予定です。

白浦トンネルに関しては、町道白浦線の中のトンネルで、長島隧道は、これも同じく町道の中のトンネルです。長島隧道については、ライナープレートによる補修は終わっていますが、坑口付近上部からの排水に支障があるので、修繕が必要と思います。そこで平成31年度は長島隧道の調査及び設計をし、翌年度に工事を計画しております。

また、委員から白浦トンネルの補修はあと何年ぐらいかかりますか。白浦トンネルにつきましては、平成28年度から工事に着手しており、これにも健全度評価があり、判定3に伴う早期の修繕が必要であり、平成31年度の予算をもって空洞化、漏水、剥離防止対策を行う予定です。それ以降は、点検結果2ということで、建設課全体の予算を検討し、優先度を高めて行いたいという答弁でございました。

また、委員から来年度は7橋ということですが、木津の奥の第2発電所へ行く途中の橋を緊急で通行止めにしたと聞いていますが、現状はどうですかという質疑に、そこは銚子川橋になりますが、これも点検結果に基づき、桁部分の鉄筋の露出、PC鋼線の破断、これで判定4の通行止めが必要な結果になりました。

現在、車両、歩行者の通行規制を行っています。そこは町道白倉1号線なので、森林管理署と併用協定を結んでおり、今の判定結果で行くと、今後の予定は架け替えになると思います。併用協定を結んでいる森林管理署と、どういう復旧するか調整を行っているところです。平成31年度については、銚子川橋の修繕は計上しておらず、中部電力、電源開発、森林組合等も含めて森林管理署と対応を検討したいと思っておりますという答弁でございました。

また、委員から銚子川橋の関する予算は平成31年度予算には入っていないと、検討会議という形で進んでいくということですかという質疑に、ハードルの高い協議になると思います。何年後に着手するのか、どういう工事にするのか、かなりの時間を要すると思います。平成31年度に精査していく予定でございましてという答弁でございました。

以上で、建設課所管分の質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分、防災行政無線のデジタル化に際し、戸別受信機は本体工事と一体で整備した場合にのみ緊急防災・減債事業債が使えるんですかということでの質疑に、課長から本工事と一体で整備した場合は緊急防災・減債事業債の適債事業とはなりますが、別々に整備した場合は適債事業とはならず、特別交付税の対象となりますという答弁でございました。

平成31年度と平成32年度の2カ年での予算には戸別受信機の費用は入っていないということですかという質疑に、防災アプリや他の情報伝達方法も含めて今後検討していきたいと考えております。現状は戸別受信機ありきで考えてはおりません。

この予算にも全世帯分の戸別受信機は入っていません。

また委員からスマートフォンやパソコンなどの購入で情報を得るのも重要だと思いますが、今と同じように台風時などに、屋内で役場から情報が配信されるような方法は考えているのですかという質疑に、平成31年度、プロポーザル方式での入札を予定しており、その際に参加者から出だ提案内容も含めて検討します。

そこで情報伝達として戸別受信機が最適ということになれば配備も検討していきたいと考えておりますという答弁でございました。

委員から、平成32年度予算に組み入れられるということですかという質疑に、整備することになれば、変更契約等も含めそのように考えておりますという答弁でございました。

また、委員から防災行政無線をアナログからデジタルに移行しなければならない理由を教えてください。

当町で現在使用しているアナログ式の防災無線は、平成34年11月30日を期限として機器の使用ができなくなります。

このため、すべての機器をデジタル方式に更新するもので、今後も防災情報等の発信が継続してできるよう平成31年度は、本庁舎の親機と中継局の整備、平成32年度は屋外子局を中心とした、屋外の局ですね、屋外子局を中心とした整備を行う予定です。

2年後には今の戸別受信機が使えなくなるという事ですか。また2年で戸別受信機を配布するということですか。簡単に決められるのですかという質疑に、現在の戸別受信機はアナログ方式ですので、デジタル方式になった場合、そのままでは使用できませんが、技術的には使用することも可能です。

情報の伝達方法については、より最適なものを選定していきたいと考えておりますという課長の答弁でございます。

また委員から受信機の整備については、コストはいくらかかるかという質疑がありまして、課長から答弁としまして、8,000台を整備すると仮定して、定価ですと戸別受信機本体で4億円、その他アンテナ設備なども必要となりますという答弁でございました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第1号のですね、「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書についての審査を行いました。

質疑としまして、2%が増税されるということ中止するということと思うのですが、これを直接受け止めてそうだと思います。まず、保育料の無償化だとか、それから2点目では、個人消費が2年連続マイナスになったというのは、5%から8%になった時のことだと思う。その後、現在まで、どれぐらいの個人の消費マイナスになり、今のところ続いているのかと検証されていますかと。

また、3点目として逆進性の問題をどう考えていますか。

4点目としまして、インボイス制度は平成35年から始まる制度です。非課税の業者の方が、課税業者の方に仕入れをしていただくときに、請求書を8%と10%と分けて、明記して出さなくてはならない制度です。これに関しても仕組みがかなり複雑です。

皆さん、分かりにくい、また、その制度が非常によくないと言われている理由について、私たちが勉強してきたことを勉強されていますので、ご説明いただければと思います。

紹介議員は、非常に難しい問題ということをおっしゃっておられました。それで内閣も2回も3回も失敗して、消費税のアップに、4回目でするんか。財務省の人も税金をどういうふうに使っているかわかりっこないというような答弁でございました。

それと2%上げて何に使われるかわからん。2%どのように国民に使うか、誰も答えられないという点を紹介議員がおっしゃっておりました。

また、もう1名の紹介議員は、1番目ですので、10月から予算を計上しているんでないかということで、国、地方でも計上されると思います。それでもし廃止となったら、計算しなおしたらよいことであって、このことが通らなくても、別に何ら問題ないということ。

2番目には、2年連続で個人消費がマイナスになっておるのに、何故上げるのかと私は不思議に思いますという紹介議員。

3番目に逆進性の問題を言うておられました。いわゆる所得の高い人でも、所得の低い人でも、同じものを買えば、同じ価格で買わなければいけないということですね。

それから、インボイスへの問題もおっしゃっておられました。このインボイス制は非常に難しいと、一体これどうするんだと。特に1,000万円以下や500万円以下の免税業者で、税務署に登録し課税業者にならないと、取引先に仕入れ税控除はできないとして、廃業に追い込まれかねません。

そうすると、消費者は近所の八百屋さんや定食屋さんや、文房具屋さんが閉店になり、大変不便になります。だから、インボイス制の導入は中小企業にとって死活問題ですという紹介議員のありました。

また委員より請願で出てきました、私は今までも安倍総理の外交政策も経済政策も反対してきましたが、そういう考えを持っているけれども、今この時に紀北町は条例の問題で、もし可決するようなことになれば、可決したと新聞に載るでしょう。自分のところもまだ完全にできていないのに、今こんなことをやっている時ではないと思います。

私は取り下げていただきましたかったけれども、時期をずらせば、私は大賛成します。今は残念ながらこの反対案に乗るわけにはいきませんという委員の意見でございました。

また、委員から私どもは貧乏な世帯に生まれたところで、消費税が10%になることは本当に大変なことです。年金生活者、年金がどんどん減っていく。2019年10月に消費税が上がれば、大変なことになります。

高知県では20の市町村が消費税を上げることを反対されています。この流れをどんどん広げていきたいと思っております。また、ポイント制ですね、ポイント制も非常にわかりにくい。そのポイント制にもいわゆる富裕層には有利なことだ。

それから、軽減税率も非常に難しいということで、この消費税を上げることに反対をされておりました。委員からは委員の意見として、これを認めなければ国は国債を897兆円発行して、高齢者まで一人当たり713万円、いつかどこかで大きな消費税の値上げをやらなければやっていけなくなるのが日本なのです。やはりそのことを考えたから国民の所得に応じた給料や所得が上がらないといけないけれども、2%上げても徐々に徐々にというのがよいのではないかと思います。

だから、先送りではなく我々は目の前にある問題に、我々がやっていくその中に、3%、5%、8%、2%上がって10%になるけども、今はきちんとしてきっちりと税率を上げて、次の世代に負担をかけるようなことはやめるべきだと思います。

少子高齢化、若い人がどんどん少なくなっていく。社会保障にもかかる金額がどんどん上がってくる。だから、私は今、少ない中でも徐々に消費税を伸ばして行って、国の政治をやっていく必要があるのではないかと思いますという、いわゆる反対意見の委員がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論に入り、賛成討論者として、私は、皆さんから「消費税を上げないでくれ」ということを多く聞いています。先ほど言われたようにお金がないからということではないと思います。例えば、航空母艦や飛行機などをどんどんアメリカから購入し、5兆円を超えています。こんなことは矛盾をしている。今の国民生活を守らなければなりません。そういう意味で多くの企業が、おそらく、2018年度現在で内部留保446兆円貯め込んでいる。そういうところから出してもらうことが普通です。

私はそういう思いの中で、貧しい国民がみんな平等なのが、そこから取るのは止めてあげべきだと思います。

「消費税に反対」と全国でも声を上げてくれると思います。ここも是非、消費税に反対をしていただきたいと思いますので、賛成討論をさせていただきますという賛成討論がありました。

討論を終了し、採決に入り、賛成少数。

よって本案は不採択とすべきものとして決定しました。

不採択の理由は、消費税増税は、幼児教育の無償化など社会保障制度の充実に充てられる、家計負担を軽くするため生活必需品の軽減税率をあわせて実施する等の住民生活への配慮もなされ、緩和策も講じられていることから、住民生活の安全・安心を実現するためには必要な施策であると認められるためでありますということでございます。

以上で、本委員会に付託された9案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

東清剛議長

総務産業常任委員長 瀧本攻君の報告を終わります。

東清剛議長

次に、教育民生常任委員長 大西瑞香君の報告を求めます。

大西瑞香君。

大西瑞香教育民生常任委員長

皆様、おはようございます。

平成31年3月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、

審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月5日、火曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8人出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例

議案第5号 紀北町長島多目的会館条例

議案第10号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例

議案第13号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 紀北町保育所条例及び紀北町へき地保育所条例を廃止する条例

議案第16号 紀北町立教育集会所条例を廃止する条例

議案第18号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

議案第19号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第23号 平成31年度紀北町一般会計予算

議案第24号 平成31年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 平成31年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成31年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

議案第27号 平成31年度紀北町水道事業会計予算

の議案18件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果についてご報告いたします。

東清剛議長

ここで暫時、休憩いたします。昼食のため暫時休憩いたします。1時まで休憩いたします。

(午前 11時 48分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

ここで会議録署名議員の追加をいたします。

12番 入江康仁君を指名いたします。

東清剛議長

続きまして、教育民生常任委員長 大西瑞香君の報告を求めます。

大西瑞香君。

大西瑞香教育民生常任委員長

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まずはじめに、議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例の審査を行いました。質疑に入りました。

今回の修正案について、大雑把に問題点を申しますのでお答えください。

許可でなく届け出制であること、改良土、建設発生土の持ち込み可、一時保管や仮置き場経由の土砂も可、事業面積でイ区域が1,000㎡以上が届出、ロ区域については3,000㎡以上が届出、提出書類が非常に少ない、審査基準が不明確、改善命令・停止命令、事業の取り消し、聴聞、代執行も謳っていない。また、これらに対する罰則もない。

さらに、暴力団及びその関係者も可、要するに条例に文言がない。これで、紀北町の資源、財産、宝、命である自然環境と我々の生活環境をどのように守るのか、まず、それを聞きたい。

次に、私が全国自治体を歩いて環境問題について調査してきましたが、例えば、千葉県、埼玉県、茨城県の県庁舎には、20人くらいの警察官、あるいは、警察OBが常駐しています。なぜ常駐しているか、課長ならご存知だと思うので伺いたい。

埼玉県庁の廃棄物指導課に電話して、埼玉県下において、届出制で埋め立てを許しているところはあるかを聞いたところ、そういうところはないと、千葉県も同じようなことでした。

2月21日に、課長に、紀北町の条例は、誰に相談して案を作ったのかと聞きました。そのとき、課長は、顧問弁護士と地方公共団体の職員に聞いたと言いました。顧問弁護士は、大体想像できますが、地方公共団体の誰に聞いたのかについては、守秘義務で答えられないと言いました。今の情報化時代に、そんな答弁はないと思います。

昨年の6月16日に先進地の千葉県の条例では、止めることはできないと答弁しています。続いて、12月11日に、私の質問に対して、建設残土を止めるのではなく、あくまで町民に不安のない秩序ある事業を促すのが目的、安全な土を使用した埋め立てや災害を防ぐ方法の指導にすると。安全な土とは、何を示して安全と言っているのか、それを伺いたい。

同じ日に、届出は、県知事の許可・運用を阻害するため、考慮したと言っています。同日、残土を全面的に禁止する条例ではないとのことでした。こういう条例を作ってどうするのですか。これらの見解をお願いします。

答弁としまして、まず、なぜ届出制かについてですが、今回、許可の部分の規定しなかったのは、本条例は、土砂だけに及ばず産業廃棄物処理施設や他の法令の許可によって、開発可能なものについても許容するというところで、許可は、法律で許可される権限については、それを超える不許可の判断は、町ができないため、あえてここは外しました。

ただ、それでは、開発行為を止めることができないということに対して、安全性の担保をするために、全ての手続き・協議を終了する以外は、開発できない、してはいけないという規定を設けています。

改良土についてですが、改良土は、再生土などの言い方をされる団体もありますが、全てひっくるめて改良土として申しますと、まず、基本的には、汚泥や粘土が高くて、埋め立て工事に適さない土等を土質改良することで利用可能にしたものです。

この可能とは、全て環境基準に適合するという中間処理が含まれますので、それらによって作られた土については、土壌基準を上回ることはない、してはいけないとの判断です。ただし、石灰等を混入させることもあるとのことで、強硬度のアルカリがある可能性があ

るので、それについてはpHをしっかりと管理することで対応していきたいと考えています。

仮置きについてですが、仮置きのもので搬入されている可能性ですが、あくまで、本届出により発生元情報が入ってきますので、工事現場がどこかで判断していくこととなります。

1,000㎡と3,000㎡の関係については、ずっと言われ続けていることですが、ここは、こちらとしては、しっかりと残していきたい規定と考えています。

まず、一般的な土地の利用事情で、広大な所有地の中で、一切の土壤汚染がない自然土を利用した土地の形質の変更があった場合、こちらについては、都市計画の関係の県条例や計画があり、そこでは、3,000㎡の面積基準があるので、その余地は残しておくべきと考えています。

なぜ、残すのかということは、対象行為が重複している以上、比例の原則により規制の手段が相当なもの、3,000㎡であることが基本となるという考え方ですが、現状の町民の住宅地に近い川に崩落するという不安の声もあるので、生活圏の危険に対する不安は、環境配慮区域という特別な区域を作り、そこで、規制強度の区域を作る行動を正当化しようとするものです。

次に、提出物が少ないということですが、既にお示しの規則を見てください。少なくとも、最大で17項目以上の書類を求めます。その中には、たくさんの届出事項がありますので、決して、少ないとは考えていません。ただ、審査については、埋め立ての土については、土壤の埋め立て基準を作るなどして、そこに当てはめます。しかも、宅地開発等のマニュアルに準じた指導をしていくので、審査基準がないとは考えていません。

行政代執行についてですが、行政代執行は、もとより国の法律である代執行法で限定されていますので、特に、条例に規定がなくとも、代執行は可能なものと判断しています。

罰則については、本条例制定後、すでに、検察庁とも協議を進めていますので、速やかに相談のうえ判断していきたいと考えています。

暴力団関係についてですが、まず、振り返っていただきたいのですが、本条例は、宣言に基づく条例として提案していますが、本町のもっとも先に制定された宣言が、人権宣言です。既に、懲役中のものとはともかく、しっかりと刑期を受けた方に対しては、人権の面から人権の町として特別な扱いはしてはいけないと考えています。

警察OBがいる事情ですが、憶測では言えませんので、差し控えます。

千葉県では、届出制のところはないとのことですが、千葉県では、平成31年4月1日施

行だと思いますが、改良土による埋め立てが原因の悪臭問題や一部土壌基準が2倍強となるような事案が発生したことにより、千葉県再生土の埋め立て等の適正に関する条例を定めていますが、これは許可制でなく届出制とのことで、全てが許可制ではないと考えています。

市町村の職員から聞いた案件については、職員同士の特別な関係の中で聞いている情報もあるので、差し控えさせていただきたいと思えますとの答弁でした。

条例適用除外という言葉を知っていますか。

千葉県、埼玉県、茨城県、三重県も同じですが、紀北町や尾鷲市、熊野市などは、自然豊かなところがあります。逆に、四日市や桑名市などは、コンビナートで製品が作られ、町が発展しています。

ですから、例えば、両方を満足させる条例は、できっこないです。それが、千葉県や茨城県、埼玉県でわかり、条例適用除外ということで、例えば埼玉であれば、浦和市よりも、もっとすばらしい環境の町であるから、埼玉県に遠慮しないで作ってください、そういうことが、茨城県や千葉県でしている。

去年の11月頃から千葉県で、20数件以上の市町が、千葉県で盛り込めないような厳しい条例を作っています。改良土、建設発生土についても、このことを定義に全然謳っていない。建設残土問題というのは、建設発生土、改良土、再生土などの物体が出てくることで、あちこちに運ばれる。つまり建設残土問題とは、建設発生土、改良土、再生土と読める、考えられる。それを明確にしないで、条例なんて作れません。

事業面積、イ区域1,000㎡以上が届出、ロ区域3,000㎡以上が届出ということですが、ではそれ以下の面積のところは、今の状態と同じで、今捨てられている状態をどうするのですか。この条例では、ロ区域の3,000㎡以下なら届出なしで捨てることができます。

届出書類17項目とのことですが、ほとんどのところは、条例に盛り込んでいます。施行規則は、隠れ蓑として、悪いことをするための手段にも使われます。ですから、条例にはできるだけ明確なたくさんの項目を盛り込むべきです。

停止命令・改善命令のことについて、課長は、詳しく答弁しなかった。今の条例で本当に守れるのか。今回の条例を施行するのであれば、7月1日からです。それには、相当な職員が必要となります。わかりますか。それには、お金が伴います。一般会計予算の中に、人件費などを盛り込んでいますか。

答弁としまして、全てひっくるめた形の回答になろうかと思えます。まず、適用除外に

ついて、これは、2つの考え方があります。本来ある条例から除外する規定、県条例の関係ですと、千葉県の場合がそうですが、千葉県では、土砂に係る条例は、全て網羅して規定する。そのうえで、各市町に、その制定の案件を与えるというものです。現在、三重県には、条例がありませんので、ただいま指摘の適用除外のこととは、少し認識が違うのではと考えています。

さらに、3,000㎡を下回るものについて、無造作になってしまうとの話ですが、本条例では、あくまで1,000㎡以上をコントロールするものとして規定していますので、その認識も違うのではないかと考えています。1,000㎡については、現在危惧されている地点は、その面積を全て超えており、それを下回るような残土処分は、あまり考えられないのではと考えています。

撤去と命令の関係について、その事案に対して、何らかの異常があった場合は、その異常に相応した命令、または、措置を求めていくもので、これは、仮定の話ですので、今申し上げるような内容ではありません。

この条例で止めることができるのかということについては、これは、あくまで現在の住民の方の危惧とは、汚染された土が入ってきて、環境が破壊されるのではないかと、土砂が崩落して損害を与えるのではないかと、この2点を守るためには、比例の原則から、しっかりと土壌基準を確認した上であれば、安全と確認できることと、盛土については、しっかりと宅地等の開発マニュアルにかかる構造基準を定めることで、通常の知見の中では、例外はあるかもしれませんが、あまり考えられないのではないかと考えています。

人と予算についてですが、今回、条例制定にあたり、時間がかかりすぎであると言われましたが、これは、条例の制定と同様に、こういった動きかをシミュレーションしながらしており、条例施行と同時に、我々が動くことは、もう一度、規則上の様式であるとか、相手への指導であるとかを詰めていく段階です。

予算関係については、本定例会において、調査費等の予算を組み込んでいますので、議決を得られるのであれば、予算措置はしていますとの答弁でした。

最終案について、議員も含めてパブリックコメントで反映した部分については、第4条第4項で、原案では、廃棄物（放射能物質及びこれによって汚染された物質を含む。）、規則で定める環境基準を超える土砂のほか自然環境及び生活環境に悪影響を及ぼす物質等を、故意に持ち込み不法に廃棄及び処分してはならないというものでした。故意を省略し

てくれと言ったら、反映してもらい、新しいものは、事業者は、排出又は持込みをした廃棄物（放射性物質及びこれによって汚染された物質を含む。）と、放射能でなく放射性物質としたのは正しいと思います。

変わりました、最後のほうで、不法に廃棄及び処分してはならないとありますが、この不法の意味は、法律を超えてということですか。意味を教えてください。

答弁としまして、不法について、意図せぬことで、そういう物質が混ざっていた場合、将来、命令であるとか、それからの改善を強行に求めることは困難であろうとのことから、不法という部分を付けましたとの答弁でした。

不可抗力というのは、故意でなく知らずに入れたものは処分できないということですが、不法について、法律に反してという意味かを聞きたい。

答弁としまして、今回の条例ですが、考えていただきたいのは、産業廃棄物処理施設であるとか、埋立行為によらず全ての事業行為を網羅しているものです。

そこには一般的な概念を入れ込む必要があると思います。そこから超える部分については、第7条以下の特別な事業として、そこはそことしてきっちりと規制していくべきものですが、一般的な事業活動をしていく上で、仕方なく知らずに入っていた部分については、一定の配慮が必要ではないかと考えています。

不法に廃棄及び処分とは、そこに何らかの規制物質や処分してはいけない物質を知っているながら投棄、廃棄する、処分してしまう、何らかの売り渡しをしてはならないという意味です。

放射性物質について、もちろんそういったものは入り込んではいけないという認識は同じですが、この条例では想定していません。もし、するのであれば、新たな条例や法で定められるべきであって、特別の地域の特別のものが入ってくるというものは、今回のものでは想定しておらず、あくまで一般的な概念として入れているものですとの答弁でした。

法律違反ではないということですかとの質疑に対し、答弁としまして、法的に処分や廃棄が駄目であると規定されているものを廃棄、処分してはいけないということです。安全で、何も法で規定されていないものは、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理施設で処理していただくように、全ての法律がクロスメディアで関わってきますので、一概に言えませんが、あくまで概念的なものとしてご理解くださいとの答弁でした。

今の回答で満足していませんが、私は、こう判断しています。放射性物質の移動は、法律で規制していないと思います。ただ、各町の規則等で止めている場合が多い。つまり法

律があろうがなかろうが止められるということを確認したかったということです。

パブリックコメントの反映について、第13条の開発行為について、案では開発行為の実施でした。

開発事業者は、第7条の規定に、届け出を行い、必要な手続きが終了した後、当該開発行為を実施するものとする、この程度のものでした。今回は、開発行為の禁止と加えていただきました。大変ありがたいと思っています。第7条に規定する届出に伴う協議及び必要な手続きを経ないで当該開発行為をしてはならないということで、手続きすれば可ということで、禁止という命令が第13条にあります。

続いて、第18条第3項では新しい項目が加えられ、ある意味前進したと思っています。開発行為等に対する指導等では、町長は、前2項に掲げる指導又は勧告に従わないときは、当該行為の停止を命じ、又は期限を定めて必要な措置をとることを命じることができる、これは踏み込んだもので十分と思います。ここで聞きたいのは、許可制でなく届出制で、これを命ずることは、法律的に可能なのですか。許可制でないと、禁止命令や停止命令は難しいと思っていました。

答弁としまして、条例は、その地域で通用するルールです。今回、皆さんが許可に拘ったのは、許可を取り消すことによって、事業ができなくなるのではない、許可に基づくので命令ができるのではということでしたが、本来、この条例について、あくまで我々が考えたのは、許可を与えて、それをフリーにしてしまうのではなく、事業の開始から終了までしっかりと行政がその場で指導し、協議し、中には、指導を加えてというものです。届出をさせた後、完了まで、全て自治体が行う、責任を持つ案件であると思います。

命令に関しては、条例上の規定に対する不作為に対しては、命令できるものとするの答弁でした。

禁止命令や停止命令、そのまま場合によりできると可能ということですね。罰則行為はなくても、これはよろしいのですか。罰則行為は、罰金刑を検討するという事になっていますが、もし、罰金刑が間に合わなくても、これは執行できるのですか。

答弁としまして、罰金と命令とは、必ず対でなければならないというものではありません。ただ、命令という文言ですが、我々は、想定していたのは、検察と協議して、罰則をつけるときに対で考えていましたが、やはり命令に対する意見が多かったということで先行して規定しました。この規定そのまま、検察とは協議していくことになるのではないかなと考えていますとの答弁でした。

今の罰則の話ですが、この条例案ですと、7月1日施行です。もし、これが通れば、それから、検察庁協議するというのを聞いています。今しているわけではないと思いますが、それで間に合うのかどうか。

罰則が間に合わなかったら、7月1日以降、8月か9月と間に合うまで延ばすのかということを確認したい。

答弁としまして、まず、罰則の規定ですが、罰則を入れるか入れないかという観点だけではなくて、国の法律の整備、これはひょっとしたらないかもしれませんが、ただ仮に、県の条例ができたときには、まず、この条例のまま土砂の部分を入れ込んでおくか、または、ここから特化したものに移行していくかと、そこでまた、発生しますので、いつ罰則規定をとることについては、ちょっと明言できるような状況にはありませんとの答弁でした。

許可制の問題ですが、県外発生土、県外の残土、あるいは再生土及び改良土について、県外からの持ち込みを私は禁止するべきだと思っています。なぜかと言うと、先ほど課長も言われましたが何が入っているか分からない、今の残土も有害物質が入っているかどうか分かりません。入っていないかも分かりません。根本は、現場まで見に行って発生場所を見るのが本当です。

岸和田市でもそうですが、千葉県や東京、横浜といった積出港は、いろんなところから土を運んでいます。そこで混ざった例もあり、何が入っているかも分かりません。現場を見る必要があります。東京や関西の県外まで行く人員が足りないと思います。千葉県などの大きなところだったらいいのですが、ここでは足りません。そういう意味でも、間口を狭くしておいて、後で絞ったほうがいいと思います。

今の状態は、県外からまず、一旦入れて中で絞るという感じです。私は、むしろ上で絞っておいて中でやれば、事務量も楽になると思っています。そういう意味でも、県外の発生土砂を止めてほしいと切に願うところです。私の考えについて、どう思われますか。

答弁としまして、入口で絞るか、入ってきてから絞るか、考え方の違い方だと思えますとの答弁でした。

最後に、比例原則の話をしました。比例原則について、もう一度言ってください。私の調べているのと違うかもしれないので、比例原則とは、どういうことですか。

答弁としまして、一般的なことでお答えします。よく言われるのは、スズメを撃つのに大砲はいらないということだそうですとの答弁でした。

そのとおりですが、一般の方は、比例原則というのがわからないことがあります。条例

を必要とする社会的事実をいうことで、地域の実情にあったということが大事で、法律、条例を制定する基礎の過程を形成し、その合理性を支えている一般的事実と。

反対に言うとスズメを撃つのに大砲はいらないと。逆には、戦車を撃つには空気銃は駄目だということです。そういうことも言えます。きつい条例は駄目だ、きつい罰則は駄目だというように聞こえますが違います。軽い罰則も駄目で、そこが大事です。要するに、それに見合った罰則なり、規制をしなければならないということです。そういうことでよろしいですか。

答弁としまして、おっしゃるとおりです。ただ、その比例をどこに持っていくかということですが、これはあくまで各所の係争の判例をもって、判断をしていくことだと答弁でした。

現在、紀北町に置かれている残土は、全て県外から持ち込まれています。実態を把握してみると、この条例の中に、前者委員の言うように、県外の発生土を持ち込まない項目が、なぜ入らなかったのですか。

答弁としまして、まず、県外の関係について、この条例の制定時期から一番時間をかけて協議した部分です。水道水源保護審議会の環境全般の施策に関することの提案をいただいたときに、その時点で、最も危惧されていた住民の方の声というのは、何か混ざったような土が入ってきているのではないかという点と、いつか崩壊して事故を起こすのではないかという点の2点だったと思います。

この2点をコントロールしようとするれば、それは、その土が安全であることを確認することで、これは本条例でコントロールできるものと考えています。また、崩壊の危惧については、構造基準をしっかりと設けましたので、そちらで対応できるのではと考えています。危惧に対する対応というのが、比例している部分と我々は考えていますとの答弁でした。

現在、紀北町に置かれている残土は止まらない可能性が出てくると思います。どうしても、県外発生土を止めるという強い決意でお願いしたいのですが、どうですか。

答弁としまして、政策にかかる意気込みのお話だと思います。申し訳ありませんが、本条例は、この3月で提案したものがこれですので、まずは、この条例を議決いただき取り組みの第一歩を開始したいと思いますとの答弁でした。

条例の制定には、何の目的であるのかが一番大事なところであると議員必携に書いてあります。それがはっきりしていなければならない、何よりもまず、目的がはっきりしてい

なければならないと。

次に、住民が賛成する内容であるかどうかが議員の条例審議の着眼点としてあります。目的のところ、今回の紀北町生活環境の保全に関する条例について伺います。

住民の皆さんが危惧されているのは、全般的な生活環境に関するのではなく、今、山積みされたものが、基準内であるとか言っていますが、はたして、それが大丈夫なのかというところが皆さんの一番大きな心配事であるからには、そのことが目的に書かれていないといけないと思います。

ここでは、必要な事項を定めることによって、事業活動と町民生活の調和を図りがありますが、環境学者の畑先生も事業活動と町民生活の調和というものは、経験から両立はできない、古いのではないかといった意見もありました。最終案では、そのことについても修正がなかったので、どう考えていますか。

事業生活と住民生活の調和を図りというところで、現時点で山積みされていることや、何が入っているか分からないということで、調和を図るというのは困難ではないかと思えます。その点、どう思えますか。

答弁としまして、まず、土砂を何とかしてほしいということについて、振り返っていただきたいのですが、あくまで、水道水源保護審議会の答申にあった付帯意見の中で、全ての環境問題に取り組めるものということでありました。土砂関係の条例に特化することなく全てに対応できる、また、発展性のあるものというふうに考えております。

また、事業活動と町民生活との調和については、これは、決して事業活動を優先させるという規定ではありません。我々、住民生活の中においても、家で電気をつけ、工業製品のカップに入った製造業の方のご飯を食べて、ガソリンを焚いて役場に出庁してと、常に事業活動と住民生活はリンクしています。ただ、その事業活動との調和とは、あくまで、特異な環境を及ぼす事業に関しては、きっちりと行政として住民生活に被害を与えないようにコントロールしていく必要がありますということで、ご理解をお願いしますとの答弁でした。

今の回答の中で、上里の汚染土壌処理施設に関する審議会の付帯決議に基づいてとお話がありましたが、その水源地を守る会の皆さんが条例案を読んで、12月20日に、条例を作るには、届出でなく許可制にしてほしい、改良土についても考えてほしい、県外残土、情報公開、罰則を入れてほしいと申し入れをしたと聞いています。皆さんの付帯決議に基づいたなら、こういうものにならないのではないかと思います。いかがですか。

答弁としまして、これまでの質問に全て重複しますので、長い回答は避けませんが、全ての意見を取り入れるということではなく、あくまで条例制定の原則に基づいて考えさせていただいています。ただ、それらの意見については伺いましたが、当初からきつと、そういった意見や意思はあるのだろうと想像していましたので、初期の段階から考察して判断させていただいたものです。聞いてすぐに、判断したものというわけではありませんとの答弁でした。

全員協議会の説明で建設発生土の取り扱いに関する実務担当者のための参考資料、平成29年8月に国土交通省から出しているもので、これをご覧になって参考にして出したかと質問したところ、課長は知らない、副町長は見ましたとの回答でした。これの中にも、詳しくわかりやすく書かれていると思いますが、その後、見ましたか。

その中で、土砂条例の制定については、千葉県では平成9年に制定されました。そして、いろいろかえられ、他県からの搬入を禁止している条例などもあることを読んだうえでの先ほどの回答だと思いますが、この条例で、それも分かっているも入れなかったことが理解できません。

この中には、初期対応を速やかに毅然と行い、行為が小規模なうちに対応するよう心掛けることであるとか、市民からの情報があるにも関わらず、あるいは、いずれかの部署で異変を感じているにも関わらず、庁内での役割分担が明確になっていないことから自らの所管でないなどにより問題が大きくなってしまうと書かれています。

ここで条例を制定しているのは環境管理課、届出を出すのは農林水産課、雨があつたときなどに大丈夫か見に行くのは環境管理課と建設課と、建設課と環境管理課でも、どういう見守りの仕方をしているか共有されて、この条例案に反映されたのか。

先ほどから、弁護士や他市町の皆さんと協議したとありましたが、庁舎内の各関連の中で、この条例ができたのかお伺いします。

答弁としまして、建設発生土の取り扱いに関する実務担当者のための参考資料、国土交通省のものだと思いますが、しっかり見させていただいています。

いくつかの質問がありましたが、1つでお答えします。国土交通省の資料をもとに、質問していただいていますので、その内容はあくまで各団体の仕事の一助になるものとして、公表されているもので、一助とさせていただいています。

初期対応について、この条例は、まさしく初期対応です。何か事業、開発行為が起ころうとした段階で、我々は情報を得ることができますし、その時点で、住民の皆さんに周知

させるようにと、内容が入った時点で、すぐに対応できるようにとの考えから作られた条例です。

情報の共有の関係について、条例の制定後は、第26条ですが、町長は、機関相互の緊密な連携及び調整を図り、施策を進めるとあります。この条例の制定でこういった組織づくりになるかはわかりませんが、緻密な連携をとる組織になると考えています。

情報の共有について、条例の制定に至っては、現在行われている盛土の工事現場を間接的にも直接的にも指導できるのが、農林水産課と建設課でしたので、それらの課と協議しながら条例設計をしてきたものです。環境管理課だけで考えたものではないということをご理解いただきたいと思いますとの答弁でした。

初期という言葉が出ましたので、紀北町では初期かもしれませんが、土砂の事例が出てきたのは千葉県では平成9年、紀北町でも第1号は平成12年です。初期のところが大変で、厳しい条例を作って、それでは対応できなくて搬入されたと思います。それと同じような条例を作らないと、とても、これらの町民の皆さんの不安を払拭できないと思います。初期の見方が少しずれていると思います。千葉県では、実証済みです。だんだん厳しい条例になって、そこでも、市町に投入できなくなったからこちらへ来た。そういうのが初期の認定だと思いますが、そのところの認定は、どう考えていますか。

答弁としまして、初期の対応について、初期に役場はどう動くのかと捉えましたが、それについては条例制定後、動くという意味です。

千葉県で問題が発生し、条例を制定していった段階では、我々は盛土問題を了知していませんでした。多分、この町の中にも了知していた方はいなかったと思います。顕在化してきたことでやっと気づいたことでもありますので、その時点から条例制定を目指し、本日までやってきたものとの答弁でした。

私は目的にこだわりますが、君津市のものでは、目的は監視及び規制を行うことで、良好な自然環境や健康で安全かつ快適な生活環境を保全するとありますが、紀北町の条例は必要なことを定めて、安全な環境を確保することを目的とすると、今から確保するのだとしている。君津市では、安全な環境を保全するためとある。先例として、学ぶ必要があったのではと思いますが、いかがですか。

答弁としまして、目的ですが、様々な考えがあるかと思います。紀北町においては、あくまで6月に制定された環境宣言に基づく規定で考えています。ただ、監視や規制の関係を言われましたが目的としていないわけではなく、条例中で規定していますので、目的の定

め方は違うかもしれませんが、規制の程度はあるにせよ、同じ目的であると考えていますとの答弁でした。

「自然と共生の町」宣言を基礎に作っているとのことですが、8カ所目は6月の宣言後の9月に、たくさんの残土の届け出が森林法に基づき出されました。環境宣言の理念に基づいても防げなかったかと思いますが、どうお考えですか。

環境宣言が、完全に理解されていれば、8カ所目はなかったと思います。

施行期間が平成31年7月1日と1カ月早くなったことは少し評価できるかなという思いがありますが、1カ月早くなったことについて、これ以上、早くはならなかったのかどうか伺います。

答弁としまして、宣言の件ですが、平成29年度末だと記憶していますが、議会に説明し、条例制定を目指していくという約束のもと進めていました。

宣言については、確かに法的拘束力はありませんが、条例が筋肉だとすれば、宣言は脳であると思っています。まず、あるべき方向の基本的な部分を定めて、次は、筋肉をつけていく、実際の行動を移すアイテムを作っていくということを取り組んできました。そういった流れです。

今回、条例と宣言があることによって、仮に、何らかの事業差し止め等の民事訴訟があった場合には、紀北町には宣言と条例の2つのアイテムを持つことから、宣言に全くの意味がないとは思っていません。

施行日については、本来は6カ月と考えています。これは、施行期日については、法的に明確な定めはありません。その制度が十分に周知される期間、猶予を置くことが基本とされます。他の自治体では、県の例でみると6カ月施行というのが多くなっています。産業廃棄物処理施設だと認可まで180日程度の審査期間等があることなど考えると、やはりそうなのかなという気がしますが、パブリックコメントの周知を初日と考えますと6カ月強が7月1日となりますので、7月1日が限界と考えます。

愛知県では、県の条例はありませんが、市町村の条例整備が進んでおり、そこでは3カ月が慣例化していて、そこでは、一定の慣習化があったとして、そこがギリギリのポイントではないかと考えたものですとの答弁でした。

1カ月早くなって、第4条、第18条第2項、第3項及び第20条並びに第21条の規定については、7月1日から適用する部分は、評価は一応できますが、第4条や第何条というのでは、どのあたりか分からない部分もあります。

君津市では、第4条は、こういうことであると、町民の誰もが読んでもわかりやすい表示になっているところがあります。施行前の準備で、施行前においても行うことができるなど、期日だけでなく、分かりやすい町民のための条例だと、こここのところにも書かれています。全体的に難しい言葉が多く感じます。そのあたり、どう工夫されましたか。

答弁としまして、附則についてですが、条例制定の最初の時点では、必要最小限のものである必要があると思います。君津市の件を言われましたが、従前の届けであるとか、改正を繰り返すことにより、ポイントがずれてしまうので、そこをはっきりさせるために2回目以降の改正では、附則については、きっちりとする部分があります。今回、第2項、第3項を入れたものは、これがなくとも第2項、第3項の効力があるものですが、分かりにくいとの意見がありましたので、あえて入れたものです。そこは、ご理解ください。例えば、この条例以降に改正をしていくのであれば、附則は、よりわかりやすい表記になっていくべきかと考えていますとの答弁でした。

第10条第2項のウですが、当該土砂が、改良土のときにあつては、水素イオン濃度が基準内の範囲であることを証するものをつけると、これは最終案で出てきました。パブリックコメントを反映したものの1つだと思います。

その内容で、この測り方が、私は、改良土もどちらかというところと反対ですが、改良土について、もし入ってきた場合、こういったことは必要だと思います。そのときには、水素イオン濃度だけではなくて、改良土は、いろいろな物質が入っていますので、電気伝導度も一緒に測ってもらえないか。簡単に言うと、2、3倍で改良土を希釈してpH計で測ったりします。伝導度の測る基準では、5倍の質量の水で懸濁して測ると、このように同じようなことをやっていただきたいと思います。

測るのは簡単です。ただ簡単に測って、厳密に測るのは異常が出たときに測っていただければ。これは、ぜひやっていただきたいと思います。これに対して回答をお願いします。

答弁としまして、委員と意見が合ったということですが、今回、規則に定めた水素イオン濃度については、これは、水素イオン濃度というのは確たる数値であり、アルカリ度を示すものですので、今後、命令であるとか、措置に入っていくときには、しっかり定めた基準をもって指導していくというのは、これはコンプライアンスですので、これで定めたものです。

一方、伝導度ですが、これは簡単な計測を使い恒常的に測っていく。ただ、伝導度については、伝導度はどうという数値が出るだけであって、濁度の度合い、何が原因かという

のは分からないことですので、そこはまた別の段階になります。しっかり伝導度を測りながら一体どういった変状があるかということを繰り返しながら、次は一体どういった段階に入っていくのかということだと思っておりますので、そこはしっかりと考えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

私が最初に質問したときに、自然環境の保護条例の部分があまり入っていないのではないかと質問しました。課長は、それは、今後考えていきたいということを言われましたが、そういった自然環境や残土の問題以外のものをこれに加えていくっていう所存ですか。違う部分で加えていくということですか。これに入れていくということですか。

答弁としまして、極めて政策的な質疑ですので、私から答えられることはほぼ限られてくるのですが、まず、残土の部分に着目されるので、その分が多いというご意見ですが、今回規定した中で、大きな部分で考えているのは、第22条以降の紀北町環境保全審議会というものを、まず、立ち上げる問題です。これまでは、いろいろな政策を決定するうえでは、町、行政機関が主体となっていくのですが、今後、起こった問題については、環境に係る部分については、この審議会の意見をもってまとめていきますので、より専門的な意見で、ひょっとしたら改善していく部分があるのではないかと、新たな発生した環境問題について、また、審議していただくとか、そういった部分もあります。現状は、こういった形ですが、あくまで、発展性のある条例ということで、提案させていただいたので、残土に特定したという考え方は、現状していないということです。

自然環境の部分について、自然環境であるとか、文化財の保護であるとか、観光問題であるとか、いろいろな部分があると思いますが、これは、あくまで、紀北町全域を網掛けするための目的のものです。

自然環境や特別な景観であるとかいうものについては、特殊な事情ですので、そういったものについては、特殊な条例をもって、それらを規制していくのが適当ではないかなと考えているというような答弁をさせていただいたという記憶ですとの答弁でした。

第10条で土地の埋立て等で必要な処置とあります。第2項で、町内で発生した当該土砂にあつては、発生場所ごとに、次の書面をつけるということで、発生場所の工事と発生元の情報、当該土砂が第3条に規定する基準内の土砂等であることを証するものと、これは、発生責任者が出す伝票みたいなものと考えてよろしいのですか。

産廃の場合は、マニフェストというものがあります。発生場所から中継業者、運搬業者を通じ処分業者までいきます。そのマニフェストのようなことを想定されているのですか。

答弁としまして、産廃関係のマニフェストですが、これは、国策で国中が同じ動きで、同じ様式で機能していますが、今回の部分については、国の法律がないことから、我々が、必要な情報を適宜必要なだけ集めていくと考えていますとの答弁でした。

君津市の条例の概要について、どうして、このような厳しい土砂条例を作らないといけないのか、その経緯も書いた概要があります。その中に、土砂条例がなかったとき、厳しい条例ができてからのグラフがあります。条例ができたとき、許可申請がパタンとなくなり、現在、年間で1つか2つです。これを見て、先ほどの質問ですが、止めることができないと、課長は言いましたが、こういった現場を知らないと思います。何事も、現場を見て物事を進めていかないとと思いますが、これを見てどう思いますか。

答弁としまして、君津市には行ったことはありません。私が言った、止めることができないという意味は、全てを止めることはできないという意味で言っています。現に減ってきているが、1件発生していると、今、を言われたのだと思いますとの答弁でした。

それは、おかしいのではないですか。ベンチマーク手法について、課長にも資料を渡しましたが、全国には、素晴らしい条例があります。

答弁としまして、構成していく内容についても、コンサルタントではありませんが、例規会社とも確認しながら、構成上は、法制執務上の内容を網羅しているものと考えていますとの答弁でした。

条例の内容については、紀北町の条例は、飲み水など環境全体の条例というイメージがありますが、中身は土砂条例です。君津市の名称は、君津市土砂等による土地の埋め立て盛土及び堆積行為の規制と、つまり規制に関する条例です。土砂問題に困って困って困り果てたところは、規制に関する条例です。

もう1点、紀北町の今回の条例は、総合的な条例というタイトルのもとであるが、そうではない。だから先ほど言った、埋め立て等の規制に関する条例とタイトルを変えるべきです。それによって、中身が変わってきます。

答弁としまして、名称ですが、名称は、本条例の中身をそのままにすることでしたら、土砂の埋め立て及び産業廃棄物処理施設の建設及び公害の発生すると考える事業等の調整を図る条例と長いものとなりますので、ここは、やはり総合的な条例名と考えています。

また、今回、総合ということですが、現在、この条例は、完成形とは考えていません。今後、起こりうるような環境変化に対して発展させていこうという条例です。

委員とは、考えが違うかもしれませんが、執行部としては、これを育てていきたいと考

えていますとの答弁でした。

昔から日本には、名は体を表すという、ことわざがあります。住民、あるいは、全国の皆さんも、これは、残土を規制するための条例だと思えます。残土規制条例に、名前を変える考えはないですか。

答弁としまして、本3月定例会に上程させていただいた条例は、あくまで、紀北町生活環境の保全に関する条例です。我々は、この条例の制定を目指しており、制定後、この条例に準じた活動をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

条例案の中身について、7ページに、あちこち開発という言葉があります。開発とは、都市計画法でいうと、今、山に捨てられているやり方は、開発にならないそうです。隙間があります。そういうことを、意識していませんか。

答弁としまして、本条例は、都市計画法に基づく条例ではありません。開発という名称については、本条例で自由に定めるものでありますし、開発は、すでにある形状から人為的に変更を加えることをいいますので、今後、起こり得る事業行為を全て網羅していくうえでは、合理的な文字であると考えています。

また、言葉が違うから、抜け道ができるというのではなくて、規則上のコントロールしようとする案件を全て網羅していけばよいということで、開発は、土砂を置くことには当たらないといった主張はできないものですとの答弁でした。

附則2項について、よく分かりません。最後に、事業区域の面積の拡大を伴うことは、除外するなど書いてありますが、文書の中身が分かりません。例えば、建物でいえば、事業中の仕事が拡大しても、それは、条例に当てはまらないという意味ですか。

答弁としまして、現在行われている土地の埋め立て行為には、遡及して条例の中に当てはめることができないため、それを除外するということですが、現在やっている土地の埋め立て行為のうち、その事業面積が広がるときには、本条例を適用するというものですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、委員から私は、この条例は反対すべきだと思います。修正案を出すつもりです。一点に絞り、県外発生土に、これを含めて通れば賛成ですが、それがないうちは反対したいという考えを、現在持っています。ぜひ、条例に県外発生土の規定を入れてもらうべきだということで判断しましたとの反対討論がございました。

続きまして、委員から私は、反対です。もっと強い反対です。拒否、否決に近い反対で

す。一番最初に、申したように許可でなく届出、改良土、発生土の持ち込み可という条例は、絶対にこの地域に相応しくありません。10項目にわたり、このような項目を盛り込んでいるのは、駄目であると申しました。そういう意味で反対ですとの反対討論がございました。

次に、賛成討論として、委員から、この条例の残土部分に関しては、もう少し厳しい条項を盛り込めなかったのかといった感は否めませんが、我々議員の声を取り入れ、以前に出された条例案を部分訂正して、今回、条例を上程されております。

また、本会議や全員協議会において町長は、状況に応じて本条例の改正は行うし、罰則規定についても検察庁と協議を行い、本条例に追加していくと述べております。町民の方々の早く条例を作ってほしいとの声を最優先し、私はこの条例に賛成しますとの賛成討論がございました。

以上で討論を終了し、採決に入り、賛成少数。

よって本案は、否決すべきものとして決定しました。

次に、議案第5号 紀北町長島多目的会館条例について審査を行いました。

質疑に入りました。

使用料の金額ですが、ほかの公民館などの比較はどのようになっていますか。

答弁としまして、使用料は、他の公民館等と比較しており、東長島公民館、海山公民館、若者センター等の施設の使用料を参考にしていますが、施設の広さによって多少異なっていますが、ほぼ近い金額にさせていただいていますとの答弁でした。

3点お伺いします。

3月末完成を目指すということで、それでこの条例は4月13日から施行するということになっているのか、そここのところの詳しい説明と、消費税は、10月から10%に変わるのかということと。

第6条第3号にある、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるときは、使用の制限をすると書いてあるが、これを加えた根拠をお願いします。

答弁としまして、まず、施行の日については、現在、会館を4月13日にオープンしたいと考えており、その開館日に合わせた日としています。

次に、消費税に関してですが、消費税は外税という形でこの条例は規定させていただいていますので10月から10%の消費税を足して使用料を徴収することになります。

暴力団員による不当な行為に防止等に関する法律についてですが、こちらは他施設の条例等を参考にしています。暴力団や暴力団員の使用制限についての根拠は、法律で定められていることを準用するため、このような規定にしましたとの答弁でした。

第9条第2号に使用料を還付できるのは、使用日の3日前までに取消しを申し出たときとあるが、休日や祝日が重なったときはどのようなようになるのか。その点について答弁を求めます。

答弁としまして、使用日の3日前の考え方は、基本的には営業日となりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第10号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

新旧対照表の最初に、保育所、幼稚園、認定こども園等とありますが、当町には認定こども園はないと思います。

ここに認定こども園を載せた理由について答弁を求めます。

答弁としまして、認定こども園につきましては条例の原案の準則として記載がありましたので、本条例も同様の改正内容になっています。家庭的保育事業につきましては、食事の提供の見直し等が行われたということで条例改正をしますが、本町には家庭的保育事業の該当はありませんとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第11号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第13号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

課長からの追加説明の後、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第14号 紀北町保育所条例及び紀北町へき地保育所条例を廃止する条例について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第16号 紀北町立教育集会所条例を廃止する条例について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

東清剛議長

暫時休憩いたします。2時10分まで休憩いたします。

(午後 1時 55分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 10分)

東清剛議長

教育民生常任委員長、発言を許します。

大西瑞香君。

大西瑞香教育民生常任委員長

次に、議案第18号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第6号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、環境管理課所管部分については、30ページ、し尿適正処理推進事業409万9,000円の減額について質疑がありました。

答弁としまして、現在、改修工事を行っているクリーンセンターですが、今まで施設内で焼却処理を行っていた脱水汚泥を民間の事業者に運搬処理に切り替えました。業務量が確定したことによる運搬費及び処理費の減額です。

脱水汚泥の量については、当初360 t見込んでいたものが180 tに減少しました。

処理費については、税抜きトン当たり4万円で、運搬費については、税抜きトン当たり4万4,000円ですとの答弁でした。

続きまして、29ページ墓地管理事業132万円の減額について質疑がありました。答弁としまして、町営墓地の維持管理に関する経費であります。今まで墓地管理を民間の方に委託していましたが、町職員で十分賄うことができますので、経費削減の観点から全額減額するものですとの答弁でした。

以上で環境管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、住民課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、25ページの臨時福祉給付金給付事業、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）プレミアム付商品券事業について、質疑がありました。

答弁としまして、臨時福祉給付金事業、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）については、事業実績による増額です。プレミアム付商品券事業については、消費税引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に関する影響を緩和するとともに、地方の消費を喚起するため、低所得者、子育て世帯向けにプレミアム付商品券の発行を行うものです。この事業の194万6,000円につきましては、システム改修費業務委託料であり、翌年度に繰越をするものですとの答弁でした。

以上で福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり学校教育課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分については、9ページ、健康増進施設使用料が536万1,000円の増額になりますが、年間決算があつて、これが算定されると思いますが、それについての説明をいただきたいとの質疑がありました。

答弁としまして、体育施設使用料・健康増進施設使用料についてですが、補正前は約450人程度の会員数を見込んでおり、3,563万9,000円の会費収入とビジター収入を見込んでい

ました。2月1日現在では、624名の会員数で、会費収入が約3,600万円、ビジター収入が約500万円、合わせて約4,100万円の収益が見込めるため、536万1,000円の増額としていますとの答弁でした。

以上で生涯学習課所管分について質疑を終了しました。

次に、水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管分についての質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第19号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

財政調整基金積立金862万8,000円増額の補正ですが、法定外か法定内のものかに区別できますか。また、基金の残高はいくらになりますかとの質疑がありました。

答弁としまして、基金については、平成29年度に一般会計から法定外の繰り入れを行いました。医療費が少し落ち着いたこともあり、今回、基金に積み立てることができました。

このことから基金の内容としては、法定外・法定内ともに入り混じったものと考えます。平成30年度末残高の見込みについては、4,378万円になりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第20号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について審査を行いました。

6ページで保険料の減額について質疑がありました。

答弁としまして、今回の保険料の減額については、三重県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料納付金の精算見込みによるものです。

被保険者の加入状況等を踏まえ見込んでいますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第21号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第22号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

課長からの追加説明のあと質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第23号 平成31年度紀北町一般会計予算について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに環境管理課所管分については、70ページ、公衆便所管理事業の委託内容について、質疑がありました。

答弁としまして、公衆便所の管理ですが、現在管理している便所は、魚飛の近くの木津の便所と小山浦の海岸の近くにある便所の2カ所の管理を行っています。

管理については、各地区の婦人会の方に、月2万円、年24万円をお願いしており、2カ所で計48万円が主な支出ですとの答弁でした。

71ページ環境保全監視調査事業の内容について、質疑がありました。

答弁としまして、環境保全審議会の報酬及び現地調査費の予算です。また、水質汚濁防止法により公共用水域の常時監視をすることになっていまして、三重県が義務付けられているものに準じて、紀北町においても監視を行なっているこれまでの既決予算に加えて計上しているものです。

手数料481万4,000円のうち、181万円が通常の監視業務に係る手数料です。これまでの河川や産業廃棄物処理施設付近を測定しているものです。今回、紀北町生活環境の保全に関する条例が認められた場合は、特別監視として、水質調査について75万9,000円、土壌調査について224万4,000円の予算を計上していますとの答弁でした。

水質や土壌の調査について、どのような場合に実施されるのですか、27項目の調査は含まれているのですかと質疑がありました。

答弁としまして、環境において公害や変調が明らかな場合と、今後、実施される開発行為において、町に提出させる証明書が、真に適正なものかどうか判断する場合に適宜行っていくものです。

環境基準の悪性物質は、すべて調査しますとの答弁でした。

三重県に届け出する項目についても、27項目だと思いますが、三重県と同じ調査を紀北町でも行うという理解でよろしいですかとの質疑がありました。

答弁としまして、はい、その通りですとの答弁でした。

環境保全監視調査事業について、以前から話している土砂積み上げ地の森林場所の調査も、この予算に含まれてくるのですか。監視パトロールについては、どのようなサイクルで考えていますかとの質疑がありました。

答弁としまして、今回の予算の考え方ですが、今度どういった調査をすればよいかははっきりしていきますので、しっかりと対応していくべきと考えています。

現状、どれだけの調査が必要なのか不確定ですので、土壌汚染の調査については6検体、水質調査について6検体の計12検体の調査を計上しています。必要最小限の予算を計上していますが、状況によっては、しっかりと土地の所有者にも理解を得ながら行っていきたいと考えています。

監視パトロールについては、現在毎月1回必ず行っている監視の際に、変状があった場合に行っているとか、特殊な変状があった場合については、業者に直接連絡するなど適宜必要な調査を行っていききたいとの答弁でした。

72ページ、リサイクルセンター管理運営事業の修繕について、説明お願いしますとの質疑がありました。

答弁としまして、先般の議論は、施設の整備をした事業者が、価格を自由に決定して修繕費が高騰していくのではないかとのご指摘でした。一方で、お答えしたのは、施設は、事業者の特有な技術で整備した設備であるので、他社が行うのは難しいということでの差であったと考えています。

今回、多くの修繕料が発生した原因ですが、設備に発生した特殊な障害を取り除くため平成29年度及び平成30年度にかけて経費をかけてきました。しかし、賄いきれない緊急の修繕が発生したために、平成31年度の計上額が昨年度と同額となりましたが、平成31年度をもって終了するものと考えています。

先般、お答えした中で、紀伊長島リサイクルセンターの2次破碎機の整備については、特殊な機器でありますので、プラント会社でしかできないとお答えさせていただきました。価格については、今後、提出される見積もりをもとに真に必要なものか、価格は適正なものかしっかりと現場で確認させていただきたいという趣旨のものでしたとの答弁でした。

リサイクルセンターの修繕、見積書を確認する専門の技術者について、質疑がありまし

た。

答弁としまして、交換時期や不具合が出た場合の一部の修繕となります。技術者については、メーカーの設計や性能を網羅する専門の技術者はいませんが、リサイクルセンターに配置されている職員が、操作関係や経験を有しており価格変動についても熟知していますので、価格が適正かについて確認をしています。

リサイクルセンターの修繕費が上昇した初年度の平成29年度は、海山リサイクルセンターの排気関係でCOの値の制御が難しくなってきたため、大規模な修繕を行って、落ち着かせました。

2カ年度目の平成30年度ですが、紀伊長島リサイクルセンターが稼働した平成15年から20年程度が経過しようとする中、一度も交換していない、シーケンサという電子制御部品の中枢を交換しないと、今後、部品等が入手できなくなるということで、早急に修繕を行いました。

今年度、発生した緊急に修繕した部分については、通常ですと2年で交換等になるものではありますが、紀伊長島リサイクルセンターでは、乾燥設備ファンの軸受け整備や海山リサイクルセンターでは、フレコンバックの充填設備について、電子制御関係についての緊急的修繕を行いましたとの答弁でした。

以上で、環境管理課所管分について、質疑を終了しました。

次に、住民課所管部分については、課長からの説明の後、質疑に入りました。

22ページの個人番号カード交付事業費補助金について質疑がありました。

答弁としまして、個人番号カード交付事業費補助金358万3,000円については、通知カードや個人番号カード関連の作成に係る補助金ですとの答弁でした。

23ページ、自衛官募集事業委託料について、質疑がありました。

答弁としまして、この委託金は、広報きほくに自衛官募集の記事を掲載する広告印刷代の委託金として、1万9,000円を計上していますとの答弁でした。

42ページの総合住民情報システム運営事業ですが、マイナンバーカードを使ってコンビニ交付を行う事業について質疑がありました。

答弁としまして、コンビニ交付の利用開始は、平成32年1月を目指しています。

コンビニエンスストア側のシステム改修は必要なく、設置するキオスク端末で、住民票や戸籍、印鑑証明などの証明書類を取得できるようにします。

システムについては、クラウド型とって契約する電算会社のデータセンターに主な機

械を新たに整備します。

コンビニ交付におけるマイナンバーの利用は、閉ざしたネットワーク内で情報のやり取りが行われるので、利用する店舗に個人情報が漏れるといったことはありませんとの答弁でした。

マイナンバーカードの交付率とセキュリティ対策について、質疑がありました。

答弁としまして、マイナンバーカードの交付率は、地域自治区の関係で交付を制限していたこともあり、平成31年1月末で8.39%で県下21位です。

現在マイナンバーカードの交付率について、職員は懸命にPRに努めており、大きく上昇しています。最近のカードの増加率では県下2位までできていますので、今後も引き続き啓発に努めたいとの答弁でした。

47ページの出張所管理事業の工事費500万円の船津出張所の移転について、質疑がありました。

答弁としまして、船津出張所は、町内にある出張所の中で非常に利用率が高い出張所です。

現在、老朽化がかなり進んでいますが、利用率も高いことから出張所機能を維持するため、地元の中里地区と協議し、中里集会所と一体的に整備することとしました。

中里集会所は古くなってきていますが、まだ建物自体はしっかりしています。このことから、できるだけ集会所本体を改修せずに10畳くらいの出張所スペースを併設するような形で考えていますとの答弁でした。

67ページ、子ども医療費助成事業について、質疑がありました。

答弁としまして子ども医療費の対象者数は、去年と比べ165人減っています。

窓口無料については、広報等でPRしていきたいと考えていますが、現在、同じ紀北医師会管内である尾鷲市と共同で進めていることもありますので、協議しながら行っていきたいと思いますとの答弁でした。

子ども医療費の予算と証明書利用料について、質疑がありました。

答弁としまして、医療費については、実績に基づくものと、県の窓口無料化で医療費が1.2倍伸びるという試算に基づいて算出し430万円の減額になりました。

証明書利用料については、診療機関に支払う手数料になりますとの答弁でした。

以上で、住民課所管分について、質疑を終了しました。

次に福祉保健課所管分については、63ページ、地域支援事業の介護予防事業、任意事業、

生活支援体制整備事業と認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業について質疑がありました。

答弁としまして、地域支援事業（介護予防事業）の2,495万円については、社会福祉協議会など3団体に委託して実施している事業ですが、すべてが委託しているという訳ではなく、例えばちょい減らしプラス10チャレンジ事業、高齢者の栄養改善のための料理教室開催事業など、町が直接実施している事業もあります。

地域支援事業（任意事業）は38万9,000円については社会福祉協議会に委託しており、認知症サポーター育成講座、介護者の集いの委託料、福祉用具・住宅改修支援事業です。

地域支援事業（生活支援体制整備事業）741万2,000円については、社会福祉協議会に委託しており、日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を一体的に図るための事業で、地域の中にある様々な資源を見つけて評価し、町内の他の地域にも広げていく事業です。

認知症施策推進事業938万3,000円については、認知症の人ができる限り、住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるように支援する事業で、認知症初期支援チームの委託経費です。

地域ケア会議推進事業は地域の中で、例えばゴミ出しが出来ていない方であるとか、家が長期間、閉まっていて姿を見ていない方とか、ケアが必要と思われる方を対象に、支援の検討をする事業で、社会福祉協議会に委託しています。ケース検討が必要な時に実施している事業です。

介護保険上のケアプランをつくっていく事業ではありませんとの答弁でした。

いきいきクラブ活動育成事業について、質疑がありました。

答弁としまして、いきいきクラブ連合会及び地区単位の35クラブへの補助金です。各クラブへは1クラブあたり3万5,000円を35クラブ分、個人には1人500円を1,900人分の予算を計上していますとの答弁でした。

67ページの志子保育所管理運営事業20万8,000円と赤羽保育所管理事業9万円について、質疑がありました。

答弁としまして、赤羽・志子保育所ともに廃園の状態になりますが、まだ建物が存続しており、火災保険料などの経費が必要となっていますので、予算計上しています。

また、両事業の予算額の相違ですが、志子保育所につきましては、来年度も選挙の投票所として使用する予定となっています。そのため、トイレ等の維持管理費に伴う費用など

を計上しています。対して赤羽保育所につきましては、建物は有りますが、トイレは使用していないことから事業費に相違があるところでございますとの答弁でした。

68ページの災害援護資金償還事業は前年度に比べが半分以下になっていることについて、質疑がありました。

答弁としまして、災害援護資金償還が終わっていない方の徴収を行っている訳ですが、個々に面談を行っており、昨年度より徴収率は上がってきています。利子補給の補助金がありまして、その予算の減少とシステムの経費が、平成30年度に一括して計上させていただきましたので、平成31年度はその経費が必要ないということもあり予算は減少していますとの答弁でした。

以上で、福祉保健課所管分の質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、19ページの幼稚園保育料についての幼児教育無償化について質疑がありました。

答弁としまして、現在の政府の発表では、今年の10月から幼児教育の無償化により保育料は無料と聞いています。

幼稚園の給食無償化については、予算書100ページの教育総務費の第3目・教育振興費があります。その中の紀北町子育て応援事業675万1,000円があり、その中で幼稚園の給食費補助金を計上しています。予算額は67万2,000円です。ただし、もしも保育園の保育料の中の食料費が、国の幼児教育無償化の対象外になる場合は、町の幼稚園の給食費の補助については、執行せずに保育所と足並みを揃えて対応させていただきたいと考えています。

国の動向がはっきりしない部分があり、申し訳ありませんが、予算化をお願いしているところですよとの答弁でした。

私たちが予算が出て適正化どうかを判断して、可否を決めますので、取り止めることの話が出ると困るところがあります。保育事業の予算など幼稚園は園児が減っている状況なので、基本的には保育所の給食費が無料にならなくても、幼稚園だけ実施してもいいのではとも思いますの質疑がありました。

答弁としまして、そういうことも含めて検討させていただきたいと思っておりますとの答弁でした。

99ページのいじめ問題対策事業21万4,000円について質疑がありました。

答弁としまして、いじめ問題対策事業についてですが、紀北町では、いじめ防止対策推進法に基づき、紀北町いじめ問題対策連絡協議会を設置しています。委員報酬が予算の主

なものですとの答弁でした。

103ページの要保護及び準要保護児童就学援助事業について質疑がありました。

答弁としまして、平成31年度の小学校の入学準備金につきましては、4万600円から5万600円に、中学校は、4万7,400円から5万7,400円に増額される通知がきており、町予算につきましても、増額した単価で予算計上していますが、増額された単価ではなく、平成30年度の単価での支給になり、その差額の支給は行わない予定です。

今年度前倒しで支払う入学準備金は、平成30年度予算で支払われることとなります。所得判定につきましても平成30年度所得により判定されますので、そう年度を区切るように考えていますとの答弁でした。

104ページの中学校教育コンピュータ整備事業について質疑がありました。

答弁としまして、小学校、中学校ともリースでの整備を考えています。ローカルエリアネットワークを構築する予定ですとの答弁でした。

以上で、学校教育課所管分の質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分については、108ページ集会施設等管理運営事業2,241万9,000円の工事請負費、若者センター南側屋根防水改修他について質疑がありました。

答弁としまして現在雨漏りがひどい、若者センターの南側の屋根の部分に関して、早急に対応させていただきたく、予算を計上しています。改修に係る予算は、次年度も連続して要求していきたいと思っておりますとの答弁でした。

屋根の修理は、平成30年度に取り壊した紀伊長島体育館などは大変難しく、結構お金を注ぎ込むような状況でした。規模は違いますが、ある程度きちっとしたものを考えた予算組みをしないといけないと思っておりますとの質疑がありました。

答弁としまして、北側の波型の形状の屋根は、調査しながら防水の予算を計上していきますとの答弁でした。

109ページ公民館管理運営事業について、質疑がありました。

答弁としまして、公民館の報酬についてですが、館長の報酬月額9,000円の方が6名、年額1万円の方が5名です。東長島公民館や海山地区の公民館など常勤の主事がいる館は、年額1万円となっています。

主事については、紀伊長島地区は月額7,000円で6名です。

海山地区、長島地区で金額が違いますが、現在統合に向けて、公民館の在り方を検討していますとの答弁でした。

110ページ郷土資料館管理運営事業の内容について、質疑がありました。

答弁としまして、館長と運営審議会の委員の報酬、賃金は庭園管理の賃金ということですとの答弁でした。

112ページ国民体育大会推進事業の国体会場整備計画策定業務委託料について、質疑がありました。

答弁としまして、平成30年度は基本設計であり、平成31年度は、詳細設計に入らせていただく予定です。平成31年度の実施設計で単価や仕様を作っていきますとの答弁でした。

地域おこし協力隊受け入れ事業について、質疑がありました。

答弁としまして、地域おこし協力隊のミッションは、町民のスポーツ振興及び健康増進への取り組みなど全体的なことを考えています。

また、合宿誘致や国体関係事業などスポーツ全般で、協働していただければと計画していますとの答弁でした。

以上で、生涯学習課所管分の質疑を終了しました。

次に、水道課所管分については、課長からの追加説明の後、質疑に入りました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第24号 平成31年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について審査を行いました。

7ページ国民健康保険料について、保険料の総額と収納率について、質疑がありました。

答弁としまして、国民健康保険の被保険者数については、平成29年度末は4,423人でしたが、平成31年1月末では4,293人で、被保険者数はかなり減少しています。

予算額が増えた理由としては、平成30年度予算では現年の収納率を95%で見込みましたが、今年度は、かなり収納率が伸びてきたことから、平成31年度の予算額を96%で算定したことになるものです。

収納率は平成29年度は3位まで現年収納率の順位が上昇しました。滞納者の方としっかり向き合って話をする等、地道なことですが納付誓約の徹底を行いましたとの答弁でした。

27ページの国民健康保険保健事業について、質疑がありました。

答弁としまして、脳ドック健診の委託料166万425円、後発医薬品利用差額通知コールセ

ンター委託料2万円、レセプト点検業務委託料269万2,845円です。脳ドック健診の対象者数は100名を予定していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第25号 平成31年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算について審査を行いました。

保険料について、質疑がありました。

答弁としまして、保険料については後期高齢者医療広域連合の算出資料に基づいて減額で計上しています。

保険料率は、2年ごとに見直しを行いますので、平成30年度、31年度は変更ありません。

また、9割軽減や8.5割軽減の方は8割軽減に統一されます。10月に保険料が変更となりますが、4月に遡って保険料を計算するので、対象の方は10月から保険料が値上がりします。平成31年1月末時点で、本町の9割軽減の方が947人、8.5割軽減の方が1,498人で、合わせて2,445人です。これらの方が8割軽減の対象となります。

後期高齢者の被保者数が3,935人なので、約62%の方が影響を受けることになります。前年度の実績を踏まえて増額しましたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第26号 平成31年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について審査を行いました。

自動販売機設置と不在者投票事務経費について、質疑がありました。

答弁としまして、自動販売機設置手数料については、赤羽寮の玄関に設置してある自動販売機2台分の設置手数料です。また、選挙に係る不在者投票事務経費は平成31年度に実施される三重県知事、県議会議員選挙及び参議院議員選挙に係る立会人への報酬の費用です。投票者一人あたり1回753円が事務手数料として各選挙管理委員会から支払われるものですとの答弁でした。

居宅介護サービス費と施設介護サービス費について、質疑がありました。

答弁としまして、入所者は、昨年度の当初から比較しますと13人増加しています。現在も満床に近い状態が続いていまして、歳入も増加して予算計上しています。

利用者の減少につきましては、赤羽寮で様々な検討を行い、施設改修や職員のスキルア

ップのための研修を行ってきました。施設改修については、建物は古いのですが、機能的に使用できるように工夫したことや、職員も高齢化はしていますが、最近若い職員もかなり入ってきていたこともあり、当り前のことではありますが、より入所者を大切に介護をするよう努力していることなどが利用者の増加につながっていると思います。一番変わったのは職員の意識だと思います。

職員の配置については、配置基準を十分超える人員を配置していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第27号 平成31年度紀北町水道事業会計予算について審査を行いました。

収益的収入及び支出の営業外収益と補助金について質疑がありました。

答弁としまして、受取利息及び配当金に関しましては、預金利息の分を計上しています。補助金に関しましては、一般会計からの補助金としまして、過去に借りた過疎対策事業債や簡易水道事業債の償還金の利息分が一般会計からの補助金としてこちらに計上されています。長期前受金は、以前に受けた国、県、一般会計の補助金などを減価償却に応じて分割して収入するような形で長期前受金として計上しています。

このような会計処理をしていますが、実際には現金の動きはありません。雑収益ですが、賃貸料として、水道課の前の土地の貸し付けと電柱の土地の貸し付けを計上しています。県からの補助金に関しましては、厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を活用した県の補助金で、緊急遮断弁や送配水本管、それ以外に災害時に重要な拠点となる避難所とか病院などの施設への配水管に対して耐震化の事業をした場合の補助金です。

補助率は内容により3分の1と4分の1とがあります。

次に、一般会計の補助金に関しましては、過去に借りた企業債の償還元金にかかる交付税措置額の補助金です。補助にかからない部分も耐震管を入れていく予定で考えていますとの答弁でした。

企業債について、質疑がありました。

答弁としまして、借りるのが6,120万円、返すのが1億3,110万2,000円です。その差額の6,990万2,000円、企業債が減ることになります。水道課の基本的な考え方としましては、借入の年数については、減価償却の償却年数を基本に借りています。

しかし、その年数の前後で、例えば年数10年を9年にすることで、利息が下がる場合もありますので、その辺の利息の表を見ながらより有利に借りられるように検討していき

いと考えていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された18案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

東清剛議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

発言される方は挙手の上、議長と呼称し、議席番号と氏名を述べるようお願い申し上げます。

それではまず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条

例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

質疑を終わります。

次に、議案第15号 紀北町多目的会館条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、議案第18号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第6号)について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成31年度紀北町一般会計予算について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

相乗り運送のことについて報告がありましたので、何点かお伺いします。

この12月までに行われた分析をしているという説明がありましたが、これを分析して公表すべきだと思われませんが、公表についての質疑がなかったのか。またドアツードアがよいという、そういう説明もありまして、私も先日から本当に心にそう思っております。そのこと

について早く検討するということですが、具体的にはいつ頃までに検討が可能なのかという、そういうことはなかったのか。また、相乗り運送をすることによって、いこかバスをどうする予定なのかという疑問がなかったのかお伺いします。

東清剛議長

10番 瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

交通体系についてはですね、いろんな交通網がありますね。いこかバスやとか、それから弱者タクシーだとかね、そういうことをまだ総合的にですね、企画課のほうで検討してですね、まだ結論は出てないわけですね。だから、今どういうふうになっておるかということですね、吟味中であって、そういう具体的なですね、施策はまだできておりません。できれば私も早いとこつくって欲しいですけども、なかなかうちの町はですね、いうたらうなぎの寝床みたいな細長い町ですからね。その辺も考えてですね、非常に、それを逆手にとって利用する方法もあろうかと思います。

けども、そういう近澤議員のおっしゃるような疑問はありませんでした。以上です。

東清剛議長

よろしいですか。

他に質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

ご苦労さまでした。委員長ありがとうございました。

次に、請願第1号 国に対する「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町長島多目的会館条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第14号 紀北町保育所条例及び紀北町へき地保育所条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 紀北町立教育集会所条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第6号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成31年度紀北町一般会計予算についての教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成31年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成31年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成31年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成31年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。3時20分まで休憩いたします。

(午後 2時 57分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 20分)

東清剛議長

教育民生常任委員長から訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

大西瑞香君。

大西瑞香教育民生常任委員長

先ほど委員長報告の中で、議案第25号 平成31年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

の中で、採決の際に、全員賛成と申しましたが、賛成多数でございます。訂正しお詫び申し上げます。申し訳ございません。

日程第3

東清剛議長

それでは、これより各議案に対する討論・採決に入ります。

日程第3 議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例を議題といたします。

本件に対しましては、岡村哲雄君ほか2名からお手元に配付しました修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案と併せて議題として、提出者の説明を求めます。

4番 岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

失礼します。4番 岡村哲雄でございます。

今、議長からお許しを得ましたので、修正案を提出したいと思っております。

議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例に対する修正動議でございます。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により修正案を添えて申し述べます。

まず、提案の理由を述べさせていただきます。

提案の理由は、町民の不安を払拭し、安全・安心な生活環境を実現するためには、本条例ではまだ不十分だと思われ、本修正案を提出するものでございます。

埋立土壌の不安は、量と質のものでありまして、特に量の問題は崩落の問題、これにつきましては、皆さん目視である程度わかると思っております。

ただ、問題は土壌の成分の問題でございます。土壌の成分を確認するには、発生元の工事現場を調査・確認の必要があると考えます。現在、町内に持ち込まれております残土ですね、これは関東方面、関西方面など県外の発生土がほとんどでございます。

したがって、現地を現場をですね、調査するには関東・関西、その他の発生元の自治体を調査しなければならないと。これは紀北町の規模ではですね、人的にも費用的にも私は非常に困難だと思います。そういうことで、県外の発生土は止めたいということでございます。

内容につきましては、皆さんのお手元に配りました新旧対照表をご覧になっていただきたいと思ひます。

まず、第2条の定義でございます。

現在のところ定義が8条まであるわけですが、それに9条 建設発生土という定義を入れたいと思っております。内容は、建築工事及び土木工事などで、建設副産物として発生する土をいう。

10番にもう1つ改良土でございます。改良土とは、土砂等（泥土を含む。）にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理を行い、土質を改良したものをいう。

3つ目が再生土でございます。再生土、建設汚泥等の産業廃棄物を中間処理し、土地造成用の資材として再生したものをいう。

この3つの定義を加えたいと思ひます。

もう1点は、第7条でございます。

開発行為の届け出でございます。開発行為の届け出の2項にですね、2項から4項は後ろのほうへ下げます。現在、1項の後に2項、4項まであるわけですが、2項から4項を順次後ろへ下げまして、新たに2項に、こういう文書を入れたいと思ひます。

前項の規定にかかわらず、県外で発生した建設発生土、改良土及び再生土による土地の埋立て等の開発行為の届出は、受理しない。

これが私の修正案でございます。

3番目、3番として、次に掲げる事業については、第1項の規定に適用しない。(1)から(4) (略)

それで、大きな4と5は略してはいますが、これは同じでございます。9と同じでございます。

以上でございます。

東清剛議長

それでは、修正案に対する質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

9番 太田哲生君。

9番 太田哲生議員

9番 太田質問させていただきます。

私は建設残土など紀北町内、また銚子川上流などに搬入することについて、規制するべき

であると考えております。しかし、私は行政の経験上、条例に新しい条項などを追加することは条例の整合性の面から難しいものであります。

そして、事業活動に制限を加えることは、さらに難しいものがあります。この難しい条例の修正案が議会に提出されたのが、今日の3月15日であります。法的には問題ないと思いますが、教育民生常任委員会に提出していただき、詳しく審議するべきであったと思っております。

条例案については、2月21日の全員協議会で説明されました。

質問なんですが、なぜ提出が遅れたんですか。

続きまして、次の質問です。県外の建設発生土の埋立ての土などの量の件であります、県外の建設発生土の埋立面積は1,000㎡、または3,000㎡以下でありましたら、自由に埋立てできるのですか、これについて質問いたします。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

失礼します。まず1点目でございますけども、今日のはじめて正式なのを皆さんの手元へいったと。ただ、私はこれはですね、12日の一般質問の時の昼休みにですね、皆さんにほぼ同じものを見せております。

それから、3日ありますんで、私は十分検討できたと思っております。なおですね、遅れましたのは、字句の修正ですね、やっぱり事務局とか法規の専門の機関にですね、チェックしてもらいが必要がありましたもので、字句の訂正に若干でありますけども、概ねは12日のものでございます。

それから、もう1点ですけども、なにやったかな、県外発生土の話ですね。県外発生土の面積の問題でございます。1,000㎡以下、3,000㎡、これはオーケーかということですけども、この私の修正案でも残念ながらというか、オーケーになると思います。といいますのはですね、私はこれに関しましてはですね、各千葉県とかいろいろなところを調べました。ここもですね、やっぱり3,000㎡、1,000㎡以下が届出の義務なんですね。だから同じでございます。同じでございます。

ただ、最終的には前の議員も言われましたけども、500㎡あるいは下限がないのはおかしいですけども、300㎡そういったところを目指すべきだと思います。ただ現在ですね、船で運んできています。1,000㎡以下ですね、例えば500㎡分の埋立てはオーケーやと、それ持っ

てきてはたして採算が合うのかなと思っております。だから、私はこれでも効果があると、県外を止めるには思っています。

以上です。

東清剛議長

答弁漏れですね。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

答弁漏れでした、失礼しました。

なぜ委員会に出さんだんか。実はあの時はきちんと固まっていなかったんです、私の心の中で。実際、細かく調整しなければならなかったので、出せませんでした。以上でございます。

東清剛議長

太田哲生君。

9番 太田哲生議員

ちょっと確認いたします、再度。

1,000㎡または3,000㎡以下やったら自由に埋立てできますね。確認です。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

自由にいうたら語弊ありますよ。この修正案では止められません。

以上でございます。

東清剛議長

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。結論から言いますと、私は岡村議員のですね、修正案に賛成いたします。それは何故かと言いますと、紀北町の。

東清剛議長

すいません。討論じゃなくって質疑ですから、今の案についていろいろと聞いてください。

3番 柴田洋巳議員

賛成討論じゃだめなん。

東清剛議長

違います、質疑ですから。質疑、質疑です、内容についての質疑をしてください。

3番 柴田洋巳議員

慣れないもんですから、質疑でそれじゃあ。

紀北町の建設残土問題は一言でいうと、建設残土が紀北町に運ばれているからです。すなわち運ばれなければ建設残土問題というのではないんです。そういう意味で、ただ1点やっぱり問題なのは、許可制じゃないということなんですよね。それを私は岡村さんの親しかったもんですから、ちょっと聞いてください。それやっぱり許可制にすべきだと。そういうことで何回も話をしました。

その中で議長やそれから事務局に。

東清剛議長

いいです、質疑ですから申し訳ない、質疑をしてください。

3番 柴田洋巳議員

許可制にならなかった、そのちょっと経緯をちょっとお聞かせください。

東清剛議長

内容についての質疑ということなんです。

3番 柴田洋巳議員

でも関連しているじゃないですか。

東清剛議長

関連じゃない、質疑は質疑。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

許可制でない、その辺のことを、不安です。その辺のことを質問します。

東清剛議長

それは中に入っていないですから、本来いうと。この文章の中での話じゃないですから、それは討論なり何かで自分の意思は表現できますけども、今は質疑の時間ですから、この今の出ている案件に対しての質疑をお願いしますということなんです。ご理解ください。

3番 柴田洋巳議員

ちょっと理解できないな。

東清剛議長

できなくても、それは規則ですので。

10番 瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

この修正案はこれでいいですけどもね、今、岡村議員がおっしゃった、12日に議員室で配付したわけですね。これは私はイレギュラーだと思うんです。ああいうものをしてはならないですよ。

東清剛議長

正式なもんじゃないです。

10番 瀧本攻議員

正式なもんやないもんをですね、全員に配つとるんやで、それは今後気をつけてもらわなあかん。ええ悪いは別としてね。

東清剛議長

質疑じゃないですから、とりあえずね。質疑、今、出ている議案に対しての質疑をお願いしとるんです、質疑というのは。

ちょっと待ってください。

その前に、私が指名したのが、瀧本攻さんに指名したもんで申し訳ないですけども、先にその辺のことをね、どうします、我々わかっていますけど、事情を説明しますか。質疑じゃないよって、できませんか岡村議員。

いずれにしてもね、岡村議員とすればいろいろと理解を求めるために、資料だけを配付したんだと私は思っております。だから、正式に出たのが本日でございます。

以上です。

10番 瀧本攻議員

議長は12日の時点では、それをお認めになっておったんですか。

東清剛議長

資料として見ましたけども、それは正式に出たものと受け止めておりません。

10番 瀧本攻議員

わかりました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

12番 入江康仁君。

12番 入江康仁議員

やっぱり傍聴人も多い中で、やっぱり議会のやっぱり進行はさ、きちんとしてな。やはり今、柴田議員は最初に質問しとったけど、不慣れな質疑の中での、あるいは本人は認めておいたから、またそれを修正しながら、また質疑を与える、質疑をできる状況にもちいつてから、次にそれが終わってから、瀧本議員の質問に答えるべきではないかと。

それで瀧本議員の質問もですね、議長に求めているのではない、岡村議員に求めとるんだから、岡村議員がええか悪いかは判断するけど、岡村議員が答えることです。議長が答えることではないよ、これは。そうでしょう。

東清剛議長

それが質疑になってない。

12番 入江康仁議員

あんたが答えることじゃないでしょう。

東清剛議長

それが質疑になってないから言っておるわけです。

12番 入江康仁議員

たがら元に戻してください、ちょっと整理して。

東清剛議長

わかりました。

それでは、質疑、質疑ですよ。質疑をされますか。2人、手あがって私を惑わすんですか。

まず、そうしたらね、先ほどのことがありますんでね、議事進行もありましたんで、あれだけを機会として、柴田洋巳議員、質疑です。

3番 柴田洋巳議員

質疑か。質問と質疑と違うの。質問でいいんじゃないですか。

東清剛議長

質疑です。ですから、その辺を、質疑をお願いします。

3番 柴田洋巳議員

質問じゃない、質問ですよ。

岡村議員のですね、提案に賛成します。苦渋の選択ですけども、それでそのついでにですね、許可制になぜ盛り込まなかったのかね、それを是非お聞きします。

これでよろしいか、議長。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

柴田議員の質疑に対して、お答えさせていただきます。

私もいろいろ2年間ほど結構勉強させていただきました。

私はやはり許可制にするべきだと、こう思っております。ただ、今回入れなかったのはですね、許可制にしようと思うと、これを大変関連の部分が多くて、改定することも1から全部やらんならんと、ちょっと時間的なゆとりもありません。ただ許可制の問題につきましては、今後ですね、これが通りましたら、この状況も見ながらですね、実情も見ながら、改正がこれからもどんどんやられると思います。町長とか課長も言われています、発展性のある、これ条例ですんで、私はそこにかけてこれからも追求していきたいなど、許可制を求めてやっていきたい気持ちはあります。

悪いけど今回はそれを設けませんでした。以上です。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の岡村議員のですね、答弁に、もう1つ付け加えます。この条例ができあがって、いろいろ経過があると思うんですけども、その時はできるだけ早く、今おっしゃったですね、全部改定とか、そういうレベルでですね、是非ご尽力いただきたい、その辺についていかがですか。

東清剛議長

岡村哲雄君。今、質疑としてね。

4番 岡村哲雄議員

私は検討して、そういう方向でいきたいなど、現在のところ考えております。以上でございます。

東清剛議長

よろしいですか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先ほど入江議員にですね、応援をいただいて、大変感謝していますけども、もっとですね、

いろいろ質問はあるんですが、また後の方が控えておりますので、それと先ほど私のいろいろ思いはですね、大西委員長が委員長報告でやっていただいたので、そのことは岡村議員もよくご理解いただいております。そういうことで、後々ですね、全面改定ということですね、皆さんとともにその作業を進めていきたいと、要するに紀北町をきれいな町にすると、そういうことで努力したいと思います、よろしくお願いします。

以上で、終わります。

東清剛議長

今のもね、質疑じゃないですから、質疑をしてくださいと言いました。

3番 柴田洋巳議員

熱い想いを理解ください。

東清剛議長

だから議会のちゃんとした形式をとってください。

他に質疑される方はございませんか。

東清剛議長

5番 大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

前議員の質問に関係をしてくるんですが、委員会では否決という採決でした。もともと委員会に修正案を出すという考えは、元々あったのかなかったのか、その点だけお聞きしたいと思います。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

実は委員会に出そうかとか迷っておったんですけども、まだ固まってなかったんですわ。それで細かいことはですね、議会事務局にいろいろ相談せんならんと、いろいろな方にもまだ相談中でしたもんで、間に合わなかったというのが本音なんですわ。間に合えば出したかもわかりません。以上でございます。

東清剛議長

よろしいですか。

他に質疑される方はありませんか。

16番 中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

1点だけちょっと聞きます。

この改良土、土砂等こういう再生土等も含めてですね、実際にこれらがきちっと止められるかどうか。例えばセメントなんか混ぜて、今も大変雨やら台風なんかになったら、どんどん押されてくる、その不安がものすごく住民の人はある。僕も村もそうなんですけども、そやけど、それを何とか止めたいという気持ちは僕も持っています。しかし、ここに書いてある改良土や再生土、そのものをどっちでもええんやということではないとは思いますが。そういう点では、10日の日の講演もちょっと聞いた、女性の方も言っていましたけど、知っておったら早うして欲しかったよ、知らせて欲しいよと言われたぐらい、やっぱりなかなかわからなんだということが、みんな本心やと思います。

そういう点でちょっと岡村さんのほうから、この部分については、どういう考え方でこういう、この残土、再生土、改良土、これらをどういうふうにして考えておられるのか聞かせてください。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私の理想といいますか、狙いはやっぱり改良土、再生土は、実はいろんな千葉県とかですね、他府県で事故のケースが出ております、事件が出ています。そういうことで本来は止めたいんです。止めたいのはやまやまでございますけど、私のこの提案理由自体がですね、調査に行くのに、うちは困難だと、県外へ行くの。県内の場合ですね、県内の改良土とか再生土は調査してもらって、調査でオーケーやったらやむを得ないと思っています。

ただ再生土ですね、この中で再生土のちょっと再生土の定義を見てください。建設汚泥の産業廃棄物を中間処理し、もともと産業廃棄物、しかもですね、土地造成用の資材として再生したものをいうと、これは国土交通省がこんなことを言っておると思いますけども、実は土地造成用の資材は大変ええ土なんですね。使えます、ただし現在の再生土というのは、おそらく有償性じゃなく、逆有償性みたいなもんです。要するにお金で買ってきた再生土やったら、まず意味があると思います。お金をつけたらもう買えないと、私は資材といいながら実質は廃棄物だと思っています。

だから止めたいです。そういう方向で考えております。以上です。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

私はですね、いろんな土がありますけど、法律には何も触れないというのが、私も一定知っているんです。ところがこの状況、例えば実際に道からどンドン、どンドン放り込んで、今は大きな機械をもってどンドン押さえて、なかなか強なったようには見えています。ところがそれはやっぱりここ1年間、半年間はわからんけど、大きな雨が降ったらとんでもない大きな問題が出てくるのではないか。ましてやあそこの古道の近くにあるところは、水抜きもできてですね、それは残土のようなもんがどンドン出てきた。それは早うからあそこに水道ができて、変な石も出てきておる、そういうことではね、できるだけ早くこれはやっぱりやって欲しい、町の人から見てもね、そやから僕らもこの10日の日のいろんな講師さんらも来れる人は来てもらって、やっぱりみんなに聞いてもらって、僕らはあんまり知らないこと、そやけども現場を見たら、住民の人はものすごく大変やと、何とかして欲しいという気持ちは僕自身も持っていますし、そういう点で是非もう一度ちょっと岡村さんのほうからの考え方を聞かしていただきたいと思います。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今の中津畑議員のお話はなんか願いというか、要望みたいな感じなんですんで、私は答えられるかちょっとわかりませんが、再生土、改良土ですね、これ非常に私は怪しいものだと、私は怪しくてもひよっとしたら今の土も安全かもわかりません。これは測定しないとわからないです。今、残念ながらですね、立入検査もできません。本当は測定してこれはあかんとか、いいとか言えるのが本当だと思います。

だから、私は現場まで行くべきやと思いますよ。今のあるやつについても、立入調査権につきましては、執行部が出した条例案にも入ってますもんで、ある程度、私はそれを使ってですね、これから多少関与できるんじゃないかなということで、私こんなこと出していますけども、ある意味では執行部側もある程度は評価しております。まったく評価してないわけではございません。さらにプラスアルファしたいと。

できれば中津畑議員が言われました住民の願いを叶えるような、不安を払拭するような条例案に完成させていきたいなと思っております。以上です。

東清剛議長

中津畑正量君、3回目です。

16番 中津畑正量議員

最後ですけど、私はあの土がどういう状態で置かれておるか、それを見るとね、悪い土とかか
良いやつやなくて、そういう意味ではこの残土。改良土とかね、こういう再生土、こういうも
のを見てどうだということではないんです。実際にそういう土やけど、実際に崩壊してくるや
ろと、その思いがあるもので、やっぱりちょっと良い悪いでなくて、みんなが見て知ってお
ると思うものでね、ちょっと岡村さんそこら辺を僕は強い弱いで言うたらへんし、悪いよろしい
って言うとするわけじゃないんです。岡村議員、頼みます。

東清剛議長

要りませんね。意見として聞かせていただくということなんですけども、よろしいですね。
他に質疑される方はございませんか。

7番 奥村仁君。

7番 奥村仁議員

第7条の2項の追加だと思うんですけども、前項の規定にかかわらず県外で発生した建設
発生土、改良土及び再生土による土地の埋立て等の開発行為の届出は受理しないというふう
に明確に入れるということであると思うんですけども、これを入れることで業者の方が、現
在されとる方も今後やられる方もということになると思うんですけども、これに関してはど
のような措置をとったとしても、例えば高く積まない、いろんな執行部案の条例の中で規制
していく部分をやろうというふうに意思があったとしても、県外の建設発生土、改良土、再
生土であれば、全て基準を満たしているという証明があったとしても、全て受理しないとい
う方向での明確な条例ということを入れたということによろしいですか。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、奥村議員が言われました、そのとおりでございます。明確に受理しないと、私は調査
を、証明を付けてもですね、最後はやっぱりこちらで調査しないと、ちょっと判断できない
ということでございます。以上でございます。

それで明確にやりました、以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

明確にこうやって条例化をしてしまうということで、今、答弁をいただいたんですけども、例えば三重県については、当町と尾鷲市で港湾を使って荷下ろしをしているというところで、許可をしているのは三重県になると思うんですけども、三重県が責任を持ってですね、発生地への土壌をしっかりと調査して、それでオーケーなものであれば、どうしますかという話が可能今後、県も条例化すると言われておるんで、そういうことがあった時に、国もオーケー、三重県も基準を満たしているというふうな結果が出てきた場合においても、紀北町のみでそれを受理しないというふうなものを求めるのか、それであればいったんですね、条例化ではなくて、それを見た後で追加の改正を求めていくのか、今ここへ書かれて出されておるんやで、それがなかったとしても、やるよということで出されたんだと思うんですけども、そこらの見解をお願いします。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、奥村議員が言われましたように、最後に言われたとおりでございます。例えばですね、これから県の条例が来年の4月ですか、1年後に出てくる可能性があります。そこと齟齬は生じる予定があります。私、調べましてですね、実は千葉市とか南房総市まで行ってきました。私も昨年行ってきました。

そこで千葉県の条例も見ています。他の和歌山県とかほかの条例も見ています。千葉県を例にあげますと、その条例、各市町村のほうが厳しいんですね。県のほうが緩いんです。県はどないしとるかいうたら、適用除外にしとるんですわ。ただ、今回でも三重県が出た場合、例えば紀北町については適用除外する、その項を私は希望しております。そうすれば通ると思います。以上でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

この条例が例えば今日制定ということで、可決された場合ですね、要はこの条例制定に関する訴訟が起こった場合の責任のありどころだと思うんですけども、それに関しては議会のほうで修正案を出してしまったというところと、町長提案の原案があるというところだと思うんですけど、結局これいずれにせよ、そういうことがあった場合ですね、責任はどこへい

かれるというところで、岡村議員は考えられているかお答えください。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

結論から言いますと、私の気持ちとしては町全体で持っていくのが本当やと思います。町長個人とか岡村個人じゃなくて、全体で持っていく。条例の制定の最後の責任は、私は町にあるんじゃないで、議会の皆さんにあると思います。だから甘い条例と辛い条例だろうが、最後の条例の制定に関しての責任は、私は議会だと思っています。全体の業者から訴えられても、責任はたぶん町長が代表して受けるんだと思いますけども、全体的にはみんなで受けるのが、気持ちは受けんならんとこう思っております。以上でございます。

東清剛議長

他に質問される方はありませんか。

12番 入江康仁君。

12番 入江康仁議員

岡村議員の修正案に対しての質疑をさせていただきます。

まずですね、今回の修正案の中で、第2条にですね、3号を盛り込むとして、9で建設発生土、建築工事及び土木工事などで建設副産物として発生する土という、9号でね。それで、10、11はですね、これは町外からのようなもので改良土、土砂、泥等を含むということで、また11に再生土ということをおあげしております。10、11は別としてですね、私はこの9に対して、私は地元業者に対する対応ですね、私はこの条例というものは、何人に対しても何事に対しても平等でなければならないと。これは第一の原則であります。

だから、これを実施しようと思うと地元業者が、これ反発が一遍にくると思うんですね。それを仮にですよ、地元の業者は関係ないんだと、町外からだったらあかんけど、地元業者は関係ないよと、そういう条例はつくれません。それはいうてます。

それに対して判断あったら答えていただきたい。

そして、開発行為の届出第7条で、先ほど前者議員も言われたように、前項の規定にかかわらず県外で発生した建設発生土、改良土及び再生土による土地の埋立て等の開発行為の届出は受理しないとある。今、現状の中で今こないして再生土、いろんな残土ですね、現在、残土なんか持ち込まれておるのも、今は国県が法の整備がなされていないから、今、届出制の中で、三重県です。地元の長には何も関係ありません。その中で残土に対する法とか、埋立

てに対することの条例はありません。その中で条例がない中で今、県がその残土を放るものに対しての指導、いろいろな制約は林地開発とか、関連するそのようなものに対して業者に指導しておるのが現状です。

だから、今も続いておるんです。その中で、これ新たに紀北町が町長がですよ、皆さんも一緒に紀北町民が苦しむ、また上里問題が起きてからこの問題は、はっきり言うて20年前からです、はっきり言うて奥山町長の時代から紀伊長島からありました。仮に今、がんがん、がんがん尾上町長を責めるのもね、これは負の遺産を引き継いだ尾上町長も可哀相なもんですよ、はっきり言うて。

もっと早めにする整備の常識じゃなかったかと思うんですよね。その中でその開発行為を受理しないということは、国県が法律、条例を制定していない中で、業者は紀北町は受理しないということは、これは幸いだなと。この条例は紀北町の今の生活環境の保全に関する条例はですよ、業者から届出制を持って受理することによって中身を審査できるんです。

受理しないでぼんと蹴るのは禁止条例です。これは絶対に違法になります。まして業者から直ぐに係争をやられて損害賠償、これやられたら直ぐ負けますよ、はっきり言うて。

国は基準も何も許可しとるんだから、だから業者に紀北町に今度は受理しないんだったら、もう関係なしに県へ向いて林地開発とか、いろんなものの中での許可だけ持って、入り込んで放つても何もこれは町は言えません。私は何故受理しない、受理することによって、この条例が生きるということは、岡村議員ちょっとそこはどのように考えておりますか。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

まず2条の話が出ましたね。定義の話、町内の業者を圧迫するんじゃないかというような話だと思います。私のこの修正案はですね、県外発生土ですんで、県内の発生土、建設発生土、再生土も規制しとるわけじゃございません。私は県外からの、町内の業者ですよ、例えば県外から持ってきて、ダンプ1杯でも、東京から持ってきて埋めるのは採算が合わんで、あまり僕は影響ないなと感じております。

だから町内の業者を圧迫するものじゃないと思うんです。私はそれから条例につきましてですね、条例に適用除外って結構あるんです。今回も適用除外入ってます、読まれたと思いますけども、上に住宅を建てる場合は適用除外とするとか、そういったことで適用除外してありますので、ある程度はカバーできるし、それにつきましてですね、今後、不備があればど

んどん改正すれば私はええと思っています。今日で完全ではないと思うんです。私は第一歩だと思っています。

それからですね、私は何も尾上町長を責めておるわけではありません、まずはっきり言ってきましたけども、あとですね、受理しない問題ですね。私は受理しないのは、本当いいますと私の気持ちとしては許可制にして止めたかったですけども、許可制がありませんもんで、受理しないでやりました。これはあくまで県外からの発生土です。理由はですね、この理由をよく考えてください。調査して確認することができないからなんです。町内で改良土、再生土を出された場合、例えばですよ、建設汚泥でも調査しにいきます。

町の調査はですね、ただ一人で行くのはちょっと怖いから何名かで行くと思いますが。

東清剛議長

不規則発言はやめてください。

12番 入江康仁議員

質疑に対して答えてください。要は受理しないことによって、紀北町の生活環境保全条例は使えないよということを言っているんです。受理しないのに審査も何もできないということで。だから調査とか、そんなものは関係ない、この条文に対しての質疑をお願いします。

4番 岡村哲雄議員

わかりました。受理しない、まったく協議しないんです、協議も何もしません。確かにね、受理しないのは、第13条を見てください。13条をみますとね、13条をちょっと読ませてもらいます。実はこれいろんなところ若干関連しとるんです。開発事業者、埋立業者ですね、今、第7条で規定する届出及び協議及び必要な手続きを経ないで、当該開発これをしてはならないと。手続きできないのだから開発行為をしてはならないと、私はこれに該当すると思っています。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

13条はですね、この7条の規定に届出に伴う、町が届出、それに対して業者が協議をしないという定義ですよ、これは。受理しないという意味ではありませんよ。あくまでも受理しないのにぼんぼんという規制条例は私はおかしいのではないかなと。

そしてこれは当然、裁判係争になると思う。そういった時に、先ほど岡村議員は町で負うべきだと、議員で負うべきだと言っているけど、町長そのものも今の原案でということは、

その裁判係争を避けるために、他法令との整合性をもったきちんとした条例をつくりたいという中で、今回この原案はですね、プロの弁護士また私はいつも言っているけど、紀北町の頭脳集団といわれる職員の方々の英知を集めてつくっておるんです。

法令というのは簡単にはできませんよ。県の缶の条例できたのは、あれ何年かかっと思えます、5年半かかっていますよ。条例というのは何故そんな時間かかるかという、他法令との整合性をきちんとしなければならないという大きな大原則があるからです。ここにもあるけど、町のあれにも協調性にもね、他の法令を阻害することの運用はしないと書いてあります、この3条やったかな、4条にも。

だから、そういう審査の上でやっている。だから私はこの受理しないということは、私は今回の条例を業者は先ほどいったように、指定しても気楽だよと、あとは県と話したらいいんだよということになってくるから、これは法的にして弁護士も抱えた企業が力がある企業やったら当然やってきますよ。そして、何事に対してもですね、産廃、先ほど再生土の、産廃の処理した再生土に対しても言ってますけども、やはり国の制度というのは、職業の選択の自由で何でも処理をできない産業廃棄物のいろんな処理できないのは放置するんですか。それには産業廃棄物の規制法の中で、厳しい基準や数値いろんな条件をつけて、それに伴う力のある業者に処理してもらい、そして今度はその処理は、今度は使えるものは使い、捨てるには最終的にこのようにきちんと管理して捨てなさいとか処理しなさいと、厳しい基準があるから国の法律が成り立って、また我々もそんなような環境でおるわけですよ。

そういう中でね、この実際、そういう中で私はこの受理しないということ自体を私は認められないと思うんですけども、これに対する係争事件が起こった場合、どのようなそんなら責任をとるのかということも大きな問題。だから、町長自体はこういう係争を避けるためにも、これだけ慎重にやっておるわけですね。だから、私はこの受理のところは消せるような条例にできないかなということをちょっと質問します。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

結構入江議員ですね、勉強もされまして、それなりの質問もされておる、意見も多かったんですけども、ただ、私と違いますのはね、私は入江議員の話を聞いていますと、やっぱり業界のことをなるべく中心に持ってみえるように思うんです。私は住民の命とか、そちらを中心で考えております。そこの若干の違いがあると思います。

それから、受理しないにつきましてですね、私どもはいろんな形で相談をしました。実はまったく相談、自分だけじゃないんです。いろんな方に相談しまして、これにしました。受理しないが訴えられるかどうかというのは、それは私の見解と入江議員の見解の違いだということに理解してください。以上でございます。

東清剛議長

答弁漏れです。

4番 岡村哲雄議員

すいません。答弁漏れらしいので、法的についてはどう思われますかということで、私は法的に問題ないと思います。これにつきましては、弁護士さんとか学者とか、いろんな方に一応相談しました。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。短くお願いします。

12番 入江康仁議員

質問で短くも長いもないけどもね、先ほど岡村議員が言われましたけども、私は業者よりとか町民よりということはないですよ、これ質問はこの条文に対しての質問しとるんだから、私はいろいろなこの条例をつくった後に、いろいろな条例をつくった中でですね、いろいろな問題が生じて、しいては町が責任を持つことは町民の税金なんですよ。以前この紀北町も損害賠償で1億近い金を払った。これは本当にこれ事実ですよ。これ個人的に考えたらどんなように考えます、個人的に考えたら1億円というような金を出せますか、ただ、町の金だからというような安易なあれでおったら駄目ですよと言いたいわけです。しいては税金の無駄遣いにつながるから。

だから、私は今回この建設発生土に対して、定義の2条9に建設発生土に対しては、県外ということをお村議員は言いましたけど、県外じゃないんだったらここに県外ということをお明示しなければいかん。

この条例の中に、県外からの、9にね。9に明記しなければならないですよ、はっきりいうて。これは絶対そのような地域の全体を含めますから、条例というものは。私はそこそこちょっとどういう感覚で出したのかをお願いします。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

9の定義の問題でございますけども、私は県外発生土の定義でございます。単なる定義でございますので、第7条に県外のと入っています。県内のとも何も書いてありません。ただ建設発生土の定義でございますので、これは特に問題ないと思っています。ここに例えば県外建設発生土と定義自体がちょっとそぐわんと思います。私はこれでいいと思います。以上です。

東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

6番 原隆伸君。

6番 原隆伸議員

6番 原隆伸。受理しないというのと、禁止するというところを随分と悩まれたと思うんですけども、なぜ受理しないにしたのか、禁止するではいかなのか、そこら辺の回答を明解にお願いします。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

実は私も禁止するを本当は入れたかったんですけども、私は一部修正で考えています。今回、執行部の案もある程度評価していますので、これにちょうど入るようなあれを調べました。そうしたらこの届出のところでございます。届出を禁止するというのは、ちょっと変な感じがしましたもので、私は総合的に考えまして受理しないということにしました。許可制だったら禁止するがイケたと思いますけども、許可制じゃない以上ですね、どうしてもそこは入りませんでした。以上でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

これを入れることによる効果ですね、実行性、そこら辺りは検証を十分にされていますでしょうか、お答えください。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

検証ということではないんですけども、実は今、尾鷲港と長島港、いろんな建設残土とい

いますか、こういったものが運ばれております。そこをずっと見てきました、見ておりまして、私はうちの1,000㎡以下ということと、県外の発生土を止めればかなり実行性が高いんじゃないかなと感じは持っております。以上でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

法的にもそこら辺のところはきちっと勉強されていることと解釈してよろしいですか。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私は法的な専門学者でもないもので、ちょっとわかりません。自分なりに勉強しました。いろんな方に一応相談しております。いろんな書物を一応目を通させてもらいました。それで最後は判断したということでございます。以上です。

東清剛議長

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

これから議案第4号の討論に入りますが、修正案については、委員会審査終了後に提出されたものであるため、討論については、順序が違ってまいりますので、討論の順序を今から申し上げます。

まず、長が提出した原案に賛成者、2番目に次に、原案及び修正案反対者、次に再度、原案賛成者、次に修正案賛成者の順で行います。

よろしいですか。もう一度申し上げます。

まず、原案、町長が提出した原案に賛成者の討論、次に原案及び修正案反対者の討論、戻りまして再度、原案賛成者の討論、次に修正案賛成者の順に行います。

よろしいですか、お間違いのないようお願いいたします。

それでは、まず、原案に賛成討論される方はありませんか。

15番 平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、原案に賛成の立場で討論を行います。

この条例の残土部分に関しては、もう少し厳しい条項が盛り込めなかったのかといった感否めませんが、我々議員の声やパブリックコメントを取り入れ、第4条 事業者の責務の故意の持ち込みについては削除され、第13条 開発行為の禁止については必要な手続きが終了したのち当該開発行為を実施するものとするから、必要な手続きを得ないで当該行為をしてはならないに訂正され、第18条 開発行為等に対する指導等については、第3項に町長は前2項に掲げる指導又は勧告に従わない時は当該行為の停止を命じ、または期限を定めて必要な措置をとることを命じることができるが追加され、附則の条例施行日、平成31年8月1日の4カ月後から平成31年7月1日となり、1カ月施行日が早められております。

また、県外発生土の改良土の持ち込みの危惧に関しては、規則第10条 土地埋立等で必要な措置の第1項第2号の(ウ)で水素イオン濃度が基準内の範囲であることを証するものの提出を規定し、さらに別表の埋め立てる土砂等の性質のところ、廃棄物及び廃棄物まじりでないことや、水素イオン濃度指数が4以上、9以下の範囲であることの規定が追加されており、また埋め立てられた土砂の崩落の危険性については、別表の埋立ての構造で、埋立等の高さを15m以内とすることに訂正されております。

このように以前に出された条例案を部分訂正して、今回条例が上程されております。また、届出の際に17項目の資料を提出させたり、公害の発生が認められた時は立入調査ができることや、発生元の情報のほか、不足する情報があった場合には資料の提出を求めることができると盛り込まれ、一定の評価が伺えます。

それに加え本会議や全員協議会において、町長は状況に応じて本条例の改正は行うし、罰則規定についても検察庁と協議を行い、本条例に追加していくと何度も述べております。また、三重県に建設残土に関する条例を制定してもらえよう今後とも三重県に強く働きかけていくとも述べており、三重県知事もこの11日の記者会見で県残土条例の来年4月施行を目指すと言ったとの新聞報道がありました。

今回この条例に対して修正案を提出された議員の気持ちはわからなくもありませんが、修正案を可決したり原案を否決することになると、一刻も早く条例が施行されることが最優先にも関わらず条例制定が遅れていくことが危惧されます。今後の状況に応じて条例の改正については、議員発議でできる方法論もあります。私は町民の方々の少しでも早く条例をつかって、危険な土砂の持ち込み禁止、崩落の危険に対する不安の解消、風評被害を食い止めてほしいとの声を最優先すべきであると考えております。

そして、我々議員はその後の残土の状況に注視し改正を含めた行動も視野に入れ、今後とも議会活動をすべきであると考えております。

各議員におかれても、この考えにご賛同いただき、原案可決に賛成していただきたいと思っております。

以上で私の原案可決の賛成討論とします。ご賛同をよろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、原案及び修正案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

ないですね。

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

12番 入江康仁君。

12番 入江康仁議員

紀北町生活環境の保全に関する条例に対しての私の原案に対する賛成討論をさせていただきます。

その賛成理由として、条例に対しての私の考えを今から述べさせていただきます。

まず1つ目は、条例制定に対しての必須条件は何事に対しても、また何人に対しても平等である条例でなければならないこととあります。憲法94条に地方公共団体はその財産を管理し事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができることと定め、また地方自治法第14条においては普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関して条例を制定することができるとうたっておりますように、法律、上位条例との整合性を持って上位法令、上位条例を上回らない条例でなければならないことが条例制定の条件であります。

その中で、いまだ国においては建設発生土、改良土、土砂と、これには泥土を含むに関する法律の整備はなされていない状況であります。上級官庁である三重県においてもしかりであります。しかし、三重県の鈴木知事は先の各地域の首長との一対一の会談で、当町尾上町長の会談の中で、尾上町長の建設発生土、改良土の持ち込まれている現状の強い訴えを聞き入れ、また、要請を受け入れ現場の状況を視察するという行動をやっていただきました。

その結果、現場状況のひどさを確認した鈴木知事は、建設発生土、改良土、泥等を含む土砂等に関する県条例の整備に検討することを約束してくれました。これは尾上町長の町民の

皆様の不安を取り除きたいという強い思いが、鈴木知事に通じたものだと思います。

次に、2つ目として原案の紀北町生活環境の保全に関する条例についてであります。私はなぜ原案の条例に修正をしなければならない必要があるのかという点であります。私は修正する必要がないと考えています。その理由は、原案条例で町民の皆様の不安は取り除かれると考えております。

そして、行政としての条例制定に対しての必須条件の平等性を目的第1条の中で、事業活動と町民生活の調和を図りという平等性をクリアしております。そして、「自然と共生の町」宣言の理念に基づき、自然と良好な環境を守るための措置と強くうたっています。まず、町長のスローガンであるすべては住民目線で、すべては住民とともにの行政運営を行う尾上町長に、現在の町民の皆様が建設発生土等の持ち込み、また埋立等に対しての町民の不安に関しては、我々以上に神経を使いまた十分に町民の不安を感じているからこそ、今回の条例の制定に議案第4号として上程してきたものだと思います。

尾上町長の条例制定には、町民の皆様の気持ちまた議員の皆様の気持ちも、また修正案を求めている議員の皆様の気持ちも十分にわかっていると思います。また、尾上壽一個人としては残土持ち込みの問題に不安を持っている町民の皆様の気持ちと、また、修正案を求める議員の方々の気持ちと一緒だと思っております。

しかし、紀北町の町長としての立場での条例制定となれば、いろいろな制約の中で条例の条文をつくらなければならないということも、我々議員も理解しなければいけないと思っております。

私は修正案を提出する議員の皆様にわかっていただきたいことは、町長は今回、上程の条例に対しても修正をしないとは言っておりません。まず原案を認めていただいて、問題が生じた時にはいつでも改正を行うと言っております。私は法律に関しても条例に関しても、新たに制定する法律・条例というものは、初めから完璧な法律・条例はないと思います。国の法律にしても、国の機関である法務省のエリート官僚がつくっていても、最初から完璧な法律はありません。法律・条例というものは、時代と共に生きていく生き物だと私は感じています。つまり時代にその時代にあった問題、環境に応じた法律の改正、また条例にしても改正していかなければならないものだと感じているからです。

ことに柴田議員から提出された千葉県、茨城県、埼玉県ですね、その近辺の市町の土砂等による土地の埋立等の規制条例の比較表であります。この条例自体もですね、はじめて条例を制定した時よりも、その都度おきる問題に対処し改正や追加条文等を加えて、現在の現実

にあった条文に改定されたものだと思います。そういう考えの中から私は町民の不安を取り除くためにも、まず原案の条例制定を早急に制定するものだと考えております。

次に、修正案に対しての私の意見、考えを述べさせていただきます。

原案の第2条に、次の3号を加えるとありますが、まず9号についてであります。建設発生土、建築工事及び土木工事など建設副産物として発生する土をいう。この条文に対しての私は町内の建設業者、また土木業者に対しての対応措置はどういうふうに考えているのだろうか。私は町内業者の立場からすれば死活問題にかかる大きな問題であると考えます。はたして町内業者は黙っているのだろうかという危惧がございます。これも修正案に反対する理由であります。

次に、第7条に条文として1項を加えるとして、県外が発生した建設発生土、改良土及び再生土による土地の埋立等の開発行為の届出は受理しない。この最後の条文の受理しないという条文は、私は憲法22条に定めている職業の選択の自由に抵触し、職業また事業を差別するものだと考えております。また、法律・条例を制定する時の必須条件であります平等性に欠けると思うからであります。

次、これからはですね、先ほどの質疑においてしたところも重複すると思いますが、受理しないということは事業者にとって、私は逃げ道を与えるものと捉えるから。事業者としては当然そうした認識をして主張してくるでしょう。それは今回上程の紀北町生活環境の保全に関する条例は、事業者から届出を受けてはじめて条例が適用するものと考えます。届出を受理しなければ業者は国や県に建設発生土、改良土、再生土にかかわる法律・条例がないことを主張し、紀北町に関係なく事業を行うことができます。これにより裁判闘争に発展するおそれも生じます。裁判では当然事業者としては損害賠償も請求してくるでしょう。そういう観点からも条例に不備が生じるものと考えます。これも修正案に反対する大きな理由であります。

それに対して私は原案の条例は、条例制定時に必須の条件であります平等性を第1条の目的の中で事業活動と町民生活との調和を図りとして平等性を担保し、また6号において条例運営において関係法令の目的と効果を阻害しないよう運用しなければならないと明記し、関係法令との整合性を保っております。

第4条では、事業者の責務をうたっており、第7条では、開発行為の届出、この届出によって今まで入らなかった事業者の事業の情報がいち早く入ることになっています。そして、第8条において、事業説明会の開催を義務付けています。この条文は今まで置き去りにされ

てきた地域住民の皆様にもいち早く事業内容の情報が伝わる条文であります。このようにいち早く町民の皆様にも事業内容の情報が伝わることによって、良い事業か悪い事業かを地域住民の皆様が反対できるようになっており、またそのことによりその事業に対しての町民の皆様も直ぐに対応することはできます。

第9条では、環境への配慮、第10条で土地の埋立等の指導、この条文によって今まで事業者が思うように埋め立てていたことができなくなります。第14条においては、開発行為の届出を定義しています。この条例により今まで勝手に開発行為を行ってきた事業者は、紀北町に計画の変更を届けなければならなくなっています。

また、強制的な権限を持つ条文である第20条は、立入調査等であります。この条例文で要請を持って事業を行っている事業者には事業をストップさせることができます。そして議員の皆様が危惧している隣接市町との関係も第25条で国及び他の地方公共団体との連携において、環境保全施策を進めるため必要があると認める時には、他の地方公共団体と連携して必要な処置を講じるよう要請するものとするとうたっているように、尾鷲市との連携も可能でございます。このように原案の条例には、町民の皆様の不安を払拭するだけの条文によって構成されていると思います。

これが私の紀北町生活環境の保全に関する原案に対しての賛成の考えであり理由であります。

また、最後に議員の皆様にも訴えたいことは、先に述べたように尾上町長が鈴木知事との一対一の会談で、鈴木知事に町民の不安を切実に訴え現場を視察していただいたことによって、現場の現状に危惧した鈴木知事は、それまで条例制定に消極的でありましたが、尾上町長の町民の皆様を想う熱い気持ちと、町民の皆様の不安を取り除きたいという町長の強い気持ちに心を動かされ条例の制定を約束してくれました。

新聞等の報道では三重県下の市町に対して、建設発生土等に対する聞き取りを終わり、この4月頃には条例制定に向けての作業に入ると聞いております。私は紀北町の上級官庁にあたる三重県が一生懸命に紀北町を思い、条例制定に努力してくれています。また、残土に関わる条例が制定されれば、その条例を伴う紀北町も条例を制定しなければなりません。三重県の残土に関わる条例が制定するまで、原案で賛同できないかお願いする次第でございます。

以上で、私の議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例の賛成討論とさせていただきます。

そして、先ほど岡村議員が言われました業者よりとか、住民よりということはありませんので、私もあくまでも住民の方々を第一に考えておりますので、そのところは誤解しないようよろしくお願いします。終わります。

東清剛議長

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

4番 岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

4番 岡村でございます。

発議者も討論できるという話になっておりますので、討論させていただきます。

先ほどの質疑でもだいぶ答えておることなんですけども、私は町長の所信表明で言われておりますけども、住民が今、不安に思っていることを払拭することが一番大切だと思っています。まずそれに焦点をおいて私が修正提案をしました。修正提案が入ったほうが払拭がまだいくらかされるんでないかということで出しました。

私にですね、もしこの修正提案が通らなければ、県外の発生土を持ってきてもよいということになりますので、それでしたらたぶん住民からですね、行政職員が千葉とかあるいは兵庫県まで行って確認してこいと、こう言われたら確認するのが本当だと思っております。それがはたしてできるかどうか。私はできないと思っておりますので、私はちょっと難しいと思っております。それでその視点に立っています。

建設発生土の発生源はですね、成分いわゆる建設汚泥や改良土、再生土の安全の確認が是非必要なんです。東京等でいきますと化学工場跡地などとか、いろんな建設場所、場所が多岐にわたっております。聞くところによりますと千葉県のある市町村ですけども、何故建設発生土を止めておるのかと。どうもですね、はじめにやっぱり入江議員が言われるように、はじめ止めてなかったらしいんですけども、どんどん入ってきてそれを、発生土を調査しにいったそうです。チームを組んでやっぱり一人ではちょっと不安なところもありまして、チームを組んでいったそうです。ところが隣の東京の発生土さえですね、把握できなかったと、隣ですよ。ましてやここは随分離れております。ちょっとおそらく困難だと思っております。

千葉市とかですね、南房総市でも要するに職員は奥地へ、南房総は知りませんが、千葉市なんかずっと多いんです。それでさえ大変だったんです。だから、私は困難だと思っております。業者からマニフェストを持ってきて、それをマニフェストといいますか、伝票を持ってきて、それを信頼するかどうかこれはちょっと皆さんの考え次第ですけども、私はそ

れだけじゃ安心できないという考えを持っています。

こんな話を聞いています。土砂の積み替え、運搬の過程で混ぜることが多い、条例の先進地の話、自治体の話ですね、一時的な仮置場では各地から発生した土砂、改良土や建設発生土を混ぜている。わざと混ぜている例もあるし、わざとでなくて混ざらざるをえないこともあると思います。現に名倉港、尾鷲港、私は実は昨日も見てきました。あれは船ごととにですね、船の持ってきた時に混ざっておるかどうかわかりません。別々に置いてません、狭いところです、ずっと放り込んでます。当たり前です、混ざってしまうんです。

過去発生ということのマニフェスト、はたしてついておるか、これもわかりません。そういったことで、やっぱり一番肝心なのは現地へ行って調べること。これが一番大切だと思います。

紀北町がですね、実は昨日ですね、尾鷲港を私みてきました。見てきました、そうしたらびっくりしたんですけどもね、大きな船が着いてきてまして、土砂を下ろしていました。船籍をみますと名前、北海道小樽市になっていました。ただ北海道小樽市の船だけでも、東京から運ぶ、それはわかりません。そういったことがあります。

だから全国津々浦々紀北町は条例がないということで、運んでおるかかわかりません。それはわかりません。わからないからこそ調査する必要があると、私は思っどるんですわ。私はあやしいとか、そういう思いだけです、思いだけでは判断できませんもんで、やっぱり調査しないとだめ。それは発生場所まで行って、やっぱり調査して欲しいんです。これを担保できるというんだったら私は修正案を出さんでもかまいません。かまわんと思っています。私はこれは担保できないと思っています。

それですね、もう1つですね、先日ですね、インターネットでいろいろ調べていました。こんなブログがございました。そのブログは信用できるかできないか、名前入りで写真も入っていますんで、信用できる方ではないかなと思いますけども、真偽は明らかじゃないもんで、調べにいかないかと思えます。こういうブログがございました。キーワードがですね、岸和田市、それから残土、なんで岸和田かって、皆さんご存知ないかもわかりませんが、実は2月12日にTBSで放送された名倉港を放送された、岸和田から来たという証言がございました。

それで私は調べました。びっくりするようなブログが出てきました。ちょっと読ませてもらいます。岸和田市に汚染、ちょっと皆さんに見せられないか、汚染土壌の積替え施設というのがございます。積替え施設です、写真も動画もあります。岸和田市地藏浜町11番地でご

ざいます。インターネットでもしあったら検索してみてください。そこで動画も出ています。その動画をみますとですね、結構広い土地です。この尾鷲港と名倉港みたいに狭いもんじゃない、かなり広いです。それなりに積み上げておると思います。

その方が調べたらこういうことを言っていました。映像1ではダンプによって、ごめんなさい、まず最初から読みます。

2月16日、TBS報道特集に放送された三重県への建設残土を中継する岸和田市の業者を取材、TBSで見たんですね。映像が流れていました。それでダンプによって運ばれ積まれている汚染土は、船から下ろされておったと、積替えですんでね。運んでおって、下ろされておったそうです。その時に見たのは三重県へ出すのではなく、どこかから汚染土を受け入れている様子だったと。さらにこの後が問題ですけども、私はこの後、K本社というところですけども、K社を訪ね2名の従業員から聞いたと。従業員はこう言うところらしいです。

油や重金属の混じった汚染土はいったん岸和田で処理した後、三重県の業者に送ってくる。たぶんこの間の名倉港もそうやと思います。その後、通常の汚染土、通常の汚染土はそのまま三重県の業者に送り、そこで処理していると。もしこれがそうだったら汚染土、定かではないです。汚染土をここで処理しとる、私は処理してないと思います。処理というのは、捨てておるのやったらわかりますけども、捨てとるだけやと思います。こういった証言があります。ただこれはあくまでブログであれですので、真偽は明らかでございません。私はこのまま信じるんじゃない。

だから、これを私は行政の方に調べに行ってもらいたい、私はこう言いたいです。調査してほしいと、嘘かどうかわかりません。これは私は調べないとわかりません。行って調べないとわかりません。業者のいうまま持ってくると、ちょっと心配です。汚染土につきましてですね、業者が持ってくる汚染土、私がもし業者ならば私が業者ならば、いろんなとこに測ります。1箇所ぐらいやない10箇所ぐらい測って、そのうちのデータでどれか1つ持っていく。私はそうします。一般の方はそうしとるかどうか、ちょっとわかりませんが、そういったところもありますので、実際は住民側に立った、住民の気持ちに立った不安を払拭したい、町職員がそこまで行って任意に調べるとか、聞き取りもそうですけども、すべて調べてそれでそこは私が見た限り安全だったということを町民に知らせていただきたいと、ここまでできるんで、担保できるんでしたら私は修正案はなくてもいいと思います。

うちの町は人数でもさっきみたいに費用も、外まで行ってまして北海道はおそらくないと思うんですけども、さっきの小樽市の船もありました。ひよっとしたらわかりません。あん

などこまで行って調べられるんか、私は無理だと思っています。そこまで私はよう言いません。そういう思いでやりました。

3条の定義で、定義についてですね、建設発生土、私は定義だけですね、なんら関係ないと地元の業者を圧迫するものではないと思っています。7条につきましてはね、議員にも言われたこと、後ろのほうに受理しないの、これについては議論のあるところと私は思っています、これにつきましては。以上でございます。

東清剛議長

次に、原案に賛成者の討論を許可します。

ありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、修正案に賛成者の討論を許します。

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。議員の皆さんなんかお疲れのところ、また私の話も聞いてください。先程来いろいろ失敗を繰り返しておりましたけども、今回も失敗するかもわかりません。議長またご指導ください。

私は考えに考えたすえ、迷いに迷い岡村議員の修正案に賛成することにいたしました。

このことについては、12月の一般質問で紀北町の生活環境保全に関する条例は、欠陥だらけで土砂埋立事業者の都合のよい条例であり、根本的に見直すべきであると私は発言しました。その私が町の条例案にほんの少しだけ上積みした修正案に、なぜ賛成するのか。その理由を申し上げます。

先程来、失敗して質問しておりましたことなんですけども、紀北町の建設残土問題は一言でいうと、建設残土が紀北町に運ばれていることだけなんです。これが止まれば建設残土問題がなくなるんです。入江さんそうでしょうね。

それでですね、この辺のことについては一般質問でも町長にも質問しました。建設発生土、改良土、再生土はですね、どんな土なのか、ここでまたいうと議長に怒られますけども、私の表現はちょっとここで議長からストップがかかりますので言いませんけども、それはこの地域の皆さんがなんで東京からあんな土が運ばれるのかと不思議がっています。東京ではもう要らない土なんです。それがなぜかこちらへきていると。その理由は町長は言いませんで

した。

1つはやっぱり私その時に追加で町長に申し上げたのは、東京近郊ではものすごい厳しい条例ができたんです。先ほど入江議員があっちこっちの東京のですね、近郊の条例が改定、改定されてできたと。今一番厳しい条例は千葉県、茨城県です。一言でいうと1㎡以上であってもですね、許可が必要なんです。そういう条例ができています。そういうことを我々は目指したいと思うんですけども、私のミスもありまして、私は案をつくっておりますけども、それは出し損ねました。そして頼るは岡村議員の修正案です。

それで先程来申し上げておるようにですね、要するに建設残土が来なくなればこの問題が解決するんです。それを何故その建設残土というのが問題なのかですね、あるいは止めることが難しいのか、難しいというか、どうしても止めなくちゃならないのか。それはですね、先程来申し上げましたように、平成25年以降ものすごい厳しい条例ができました。それは何かといいますと、県外残土の禁止をなぜ条例で持ち込むようになったのか。その理由はですね、業者が出す土砂発生元証明書、これは信用できなくなったんです。要するにいかさまとか、要するにいい加減につくってあるとか、他の土砂の証明書を使うとかね、そういう証明書がいっぱい出てきたんです。

そういうことで、それではやっぱり現場を先ほど岡村さんが言ったように、現場をやっぱり詳細にしくちゃならないと、発生元証明書です、それをもって現場にいらいます。それには本当にお金がかかります、職員の数もかかります、その問題が1つと、もう1つ運ばれる途中でですね、土が産廃とかなんかがその土に混ぜられるんです。先日、熊野古道の一石峠で盛られた土の中に産廃が入っていました。そういう土がじゃんじゃん入ってきたんです。それを調べるのは町の職員が行ってですね、現場を見るしかないんです。

ところがこの紀北町は東京から400km離れています。大阪からも300kmぐらい離れています。その土を証明しに行くのにですね、2日かかったり、あるいは往復の旅費が何万もかかります。そういうことをこの紀北町が今の条例では、やらなくちゃならないんです。そういうことを尾上町長はどこまで知っていて、この条例をつくったのか、それが本当に不思議ではないんです。まだ現在の条例ではいろんな問題点でありますけども、岡村議員が修正案を出したのは、運び込み禁止、一点でございますので、それ以上のことは私が質問すると、また議長にお小言をくいますから言いませんけども、とにかく私が言いたいのは建設残土が紀北町に運ばれなければですね、住民の不安もありません。漁業関係の不安もありません。その運び込みを禁止するのは、今の条例ではだめなんで、尾上町長の案なんですけども、

東清剛議長

柴田議員、討論の途中なんですけども、傍聴席、携帯電話の使用を控えてください。

退場してくださいよ。

3番 柴田洋巳議員

言っていること忘れちゃったよ。そんなことでとにかく許可制でない、なんですか土を止める、なんですか受理しない。非常に不安なんですけども、もう今はそれしかないんですよ、それと先程来そういう表現をすると訴えられるとか、そんなことありません。実際に茨城県、千葉県、もっと厳しい条例がいっぱいあります、内容のものが。こんなこと入江さん心配することないんですよ、本当に町長も。だから思い切って、例えば今、私は調査した限りでは茨城県の牛久、この前、稀勢の里が引退しました、あの町です。あそこでは先ほどいったように、1㎡でも許可制なんです。

東清剛議長

柴田議員、今、討論の最中なんですけども、会議時間が5時までとなっておりますので、ここで時間の延長をご了承いただきますようお願いいたします。

3番 柴田洋巳議員

先程来、入江議員が紹介いただいた、これです。これに全てが入っています。

平成25年以降の新しい条例はですね、全て許可制で、暴力団もだめですし、それから県内でないと土が盛土に使えないと、それにちゃんと書いてあります。これ以上の私のお話はこれ以上続けることはやめますけども、とにかく岡村議員のですね、条例では本当に不満足なんですけども、ないよりはましと。それと届出制の中でですね、土が止まるんじゃないのかなという思いは強いんです。そういうことを皆さんにも議員にもですね、ご理解いただいて、傍聴席の皆さんにもですね、ご理解いただいて、もしこれからはいろんな問題が発生すれば、いろんな意味でのご協力をいただいてですね、この町を本当にきれいな町にしていきたいと、そういう想いで非常につたない演説でございますけども、これで終わります。ありがとうございました。

東清剛議長

拍手は禁止されております。

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

修正案に賛成です、討論です、するんですか。

6番 原隆伸君。

6番 原隆伸議員

6番 原隆伸でございます。私は、議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例に対する修正案について賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

修正案については、私も修正案を考えており実行性の観点から現在の修正案には趣旨こそ違えてですね、賛成するものとして考えます。私自身、今の修正案に若干の不安を抱えていますので、今後修正をしていくという観点を強調してですね、修正案に賛成したいと思います。

理由としてですね、現在、埋立てられたもしくは埋立地の付近住民は、崩落に対する不安を感じている。先般の知事と町長の一対一対談においては、知事が現場を見たあとに残土条例の制定を検討すると話し、先日、残土条例を制定すると決定した。

崩落懸念については、集中豪雨や大地震により崩落し水路を閉塞させ、池のような状態が形成され、付近の民家が浸水により被災する懸念があり、また場合によってはインフラに対する被害も可能性がないとは言えない。

将来について考慮すると、埋立地の劣化も考慮されることから、万一の大地震の津波で流出し海が泥で汚染され、場合によっては生態系への影響も懸念される。紀北町は第2次総合計画において、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～とあり、安全・安心も強調されています。

一昨年は上里汚染土壌処理施設、海山土壌処理センター建設反対運動が起りましたが、紀北町船津川の水源を守る会や畑先生などの多数の協力を得て、かろうじて水道水源の300m下流に水源があるということにより中止に至りました。その際に水道水源保護審議会は環境全般にかかわる施策を講じられたいと付帯意見をつけました。

昨年6月には「自然と共生の町」宣言を行い、本定例会において紀北町生活環境の保全に関する条例案が議案として提案されました。紀北町生活環境の保全に関する条例については、パブリックコメントなどにより改善されておりますが、実行性について不安が残ります。

以上のことから実行性の観点から修正案に賛成いたします。

細かい問題といたしましてですね、実行性の観点で担当職員には相当負担がかかります。一定の誰でも判断できる要件を備えたものとはいえ部分がちよっと不安要素がありますので、ここら辺をもう少し充実させないと条例施行後にですね、一部の職員がズレを生じた場合に業者から指摘され、場合によって脅迫みたいな言葉を言われてですね、ノイローゼになったり家族崩壊や場合によって死者が出る可能性も否定できないと思います。

そして、2番目といたしまして、水道水源保護審議会の付帯意見の充足には不足する部分が

あります。今後、充当する部分それらを充当せねばならないなど、そのように考えます。

そして、私は日本全国、今まで動いていましてですね、紀北町のことでいろいろと名を馳せていただきましたので、場合によって紀北町出身ということを書えなくなるような状態も生じておりました。もうこれ以上、紀北町出身者がですね、支援してくれる人たちに肩身の狭い思いをさせちゃだめだという気持ちで、万全の方策を講じるべきである、そのように考えます。

そして、残土についての法律上の規定がないことから、先般裁判に対する懸念も言われましたけれども、地方自治法の14条に条例制定はですね、法律に反しない限りということで書かれています。当条例案及び修正案は横出し条例ではありませんので、要件の充足により不安要素を除去できるものと考慮されます。ただしこの要件の充足ということが必要であります。今の状態では私はこわい。

また、この条例案の提案者及び賛同者はいずれも私より後に議員になられた議員であり、紀北町の民意の現れとも受け止めます。

以上の観点から反対する理由がなく、多くの賛成をもって可決させていただきたいと思うものでございます。また、この修正についてはですね、罰則規定を設ける機会がありますので、ここの時に協議したいと。どうしてもこの修正するためには、執行部の協力がないとちょっと難しいところがありますので、執行部の協力を得て万全のものをつくっていただきたい。そのように思いますのでご支持のほどよろしくお願い申し上げます。

どうも失礼します。

東清剛議長

ほかに修正案に賛成討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

不自由な体で申し訳ありません。一石峠をこれ産廃やと思いながら走って行って、滑ってこけまして骨折いたしました。でも今までここで賛成討論は控えたいと思っておりましたが、やはり私はもうこの3月議会でも幼稚園がなくなり、小学校がなくなり、私たちの故郷は本当にこれから小さく寂しくなっていくばかりです。

そんな時、自分の子どもや孫に紀北町に何を残していけるか、それは自然やと思います。それが都会のいらぬ残土で汚されることは絶対に許すことができません。私たちが子どもたちに伝えるのはそのことだけだと思います。

そして、町長の原案の条例には皆さんおっしゃっていただきましたが、先進地の千葉県のほうでは必ずといっていいぐらい地域住民の皆さんの合意を求めています。10分の8の賛成がないとこの残土の事業は行えません。本当にそのことが住民目線とおっしゃっておりますが、町長の原案には欠けております。そのことを強く申し上げまして、この修正案を苦渋の選択ですが、未来の人たちに私の今できる一番の贈り物だと思い賛成いたします。

東清剛議長

ほかに修正案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で討論を終了し採決いたします。

採決の順序につきましては、まず修正案について採決し、修正案が可決された場合は、次に修正議決した部分を除く原案についての採決をいたします。修正案が否決された場合は、次に原案について採決いたします。よろしいですね。

それでは、まず本案に対する岡村哲雄君ほか2名からの提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の方は、挙手願います。

(少 数 挙 手)

東清剛議長

7ですね、挙手少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、議案第4号については、原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。25分まで休憩いたします。

(午後 5時 13分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時 25分)

日程第4

東清剛議長

次に、日程第4 議案第5号 紀北町長島多目的会館条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

東清剛議長

次に、日程第5 議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

東清剛議長

次に、日程第6 議案第7号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

東清剛議長

次に、日程第7 議案第8号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

東清剛議長

次に、日程第8 議案第9号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

東清剛議長

次に、日程第9 議案第10号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

東清剛議長

次に、日程第10 議案第11号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

東清剛議長

次に、日程第11 議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

東清剛議長

次に、日程第12 議案第13号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

東清剛議長

次に、日程第13 議案第14号 紀北町保育所条例及び紀北町へき地保育所条例を廃止する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14

東清剛議長

次に、日程第14 議案第15号 紀北町多目的会館条例を廃止する条例についてを議題とい

たします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15

東清剛議長

次に、日程第15 議案第16号 紀北町立教育集会所条例を廃止する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16

東清剛議長

次に、日程第16 議案第17号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17

東清剛議長

次に、日程第17 議案第18号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18

東清剛議長

次に、日程第18 議案第19号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第19

東清剛議長

次に、日程第19 議案第20号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第20

東清剛議長

次に、日程第20 議案第21号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手

願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第21

東清剛議長

次に、日程第21 議案第22号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第22

東清剛議長

次に、日程第22 議案第23号 平成31年度紀北町一般会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手
願います。

(多数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第23

東清剛議長

次に、日程第23 議案第24号 平成31年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題と
いたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第24

東清剛議長

次に、日程第24 議案第25号 平成31年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第25

東清剛議長

次に、日程第25 議案第26号 平成31年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第26

東清剛議長

次に、日程第26 議案第27号 平成31年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第26 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手
願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第27

東清剛議長

次に、日程第27 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求め
る請願書を議題といたします。

これから、討論に入りますが、委員長の報告は不採択でありますので、討論の順序が逆にな
ります。

それでは、討論を行います。

まず、原案に賛成討論される方はありませんか。

16番 中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

それでは、討論をさせていただきます。

消費税増税中止を求める意見書の賛成討論を行います。

先日開かれました総務産業常任委員会では否決されたのですが、本会議で改めて議員各位の賛同を求めるべく討論をいたします。

消費税を導入してから30年、増税で景気が悪化し、私たちの暮らしは大変になっています。30年間で消費税収入は372兆円、新聞赤旗では18年12月3日付けで、こんな数字が出ております。一方法人税収の減収累計は、291兆円となっています。つまり消費税収の約8割が、法人税減額の穴埋めに使われてきたということです。

安倍政権になってからは大企業には4兆円もの減税をしています。消費税が導入された30年前の法人税の税率は43.4%、1984年でした。それが消費税が導入されてからは、年々税率を下げて、この税率は43.4%でした。それが消費税が導入されてからは、年々税率を下げ23.2%まで引き下げられました。

一方では企業は空前絶後の黒字を叩き出している状態です。所得税に関し23.2%まで引き下げられ、一方で企業は空前絶後の黒字を叩き出している状況でございます。所得税に関し最高税率をもって30%から45%まで下げて所得税、住民税の減収は累計270兆円に達しました。これではいくら消費税を増税しても、法人税や所得税の減収の穴埋めに消えてしまうだけとなってしまいます。本来であればこれだけの税金を収める力がある大企業や資産家にこそ負担を求めるべきであります。

9月10日には共同通信社が実施した全国民や世論調査でも、10月に予定されている10%から増税について、反対が54.4%、賛成は39.9%でした。内閣府が発表した1月の景気動向指数で景気回復を実感していないが84.5%に達し、それに対して実感していると答えた人の割合は10.1%となっており、とても景気が良くなったとは言い難いのではないのでしょうか。

昨年、私ども日本共産党紀北町委員会が行った調査でも、生活が苦しくなった。もし変わってないと答えた人の数がこの4年で回答者の大多数の占めるようになり、良くなったと答えた人は、ただ2人で行いました。年金をもらうようになったからといって、その理由でこの結果からも今でも生活が大変な状態になって、10%になったら暮らしていけないという

町民の皆さんの叫び声が聞こえてきます。

特に今月に入ってから相次ぐ食品の値上げが発表され、先が見通せない中、このまま消費税が増税されれば町民の生活に、さらに厳しいものとなり、消費の落ち込みは目に見えています。町民の生活にさらに厳しいものとなり、消費の落ち込みは目に見えております。

委員会では、今回の10%引き上げの現状として、31年度当初予算について増税されることを前提として、社会保障、子どもの世帯への予算付けということで、保育料の無償化があるという質疑もありましたが、これは増税を前提として子育て世帯への予算付けが行われており、それによって保護者の無償化が実現されたのだからという意味の質疑があるかと思えます。

しかし、これはそもそも安倍政権が延ばし延ばしにしていた、10%への増税を10月には絶対に行うと宣言したもので、実際に増税するかどうかについては、現在、国会では争われている現状です。にも関わらず増税ありき予算が組まれていることについても、予算を組むにあたって仕方がない部分があるにしても、疑問を抱く部分でもあります。

また、逆進性についても質疑がありました。そもそも消費税は人々が生きるために必要な衣食住すべてのものに一律にかかってくる税金です。つまり払う人が裕福であろうが、所得が少なからうが、みんな一律の負担になり所得が少なければ少ないほど、負担割合が重くなってしまいう税制であります。

つまり所得によらない一律という名の不公平な税ということになります。紀北町の保育料無料化について、現行保険料30年度を例にとると、3歳から5歳児はすべてが対象になり、212人の2,747万280円、こういう数字になります。31年度は半年で13万7,650円が無料になり、国がすべて負担します。32年度には2,747万230円となりますが、私立だと国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担するということになり、町の負担が686万円増えることになり、国が全部負担しません。

つまり国が打ち出した保育料無料化のために、町の負担が増えてしまうということです。その上、今までで保育料に含まれていた給食費（副食代）が幼稚園と横並びに徴収となることになります。これでは完全無償化とは言えません。

厚生労働省の公定価格では、主食費が月3,000円、副食費が4,500円となっております。0から2歳までは住民税非課税世帯ということで144人、年間保育料の1,534万7,250円ですが、対象者は144人中3人、21万円であります。31年度は国が全額負担、32年度からは町が4分の1負担になります。3歳児以降は無料にするといいながら、給食費をとり、それより下の

者は現行のまま給食費は保育料の中に含まれているという複雑な形ができてしまうのであります。

幼稚園児は23人分、半年分、39万6,000円が計上されている。給食費は実費となることが予想されています。公立なので、32年度からは全額町の負担となる。さらにその財源が逆進性のある消費税で賄われることになります。保育料は既に所得に応じた傾斜配分がされているため所得者層で増税による負担が無料化の配分を上滑り、負担軽減どころか負担増でございます。保護者が求めているのは、すべての子に安心して安全な保育をすることです。

インボイスについて、インボイスとは複数税率の下で課税業者が税務署に納める消費税額を算出するための書類で、商品やサービスの取引にあたって、売り手から買い手に交付されます税務署が発行する登録番号の記載が必要になるため、課税業者にしか発行できないものになっております。

財務省は2023年10月から消費税の納付額が計算をされ、これまでの帳簿保存方式でこのインボイス保存方式に変更することになっております。複数税率により生じる税収入減は、約1兆890億円のうち約2,480億円のインボイス導入による増収で賄うとっております。そもそもインボイス方式を導入することで、これまで課税売上高が1,000万円以下で課税さえなかった業者も課税業者になり、結果的には2,480億円の負担が業者にのりかかります。これは161万社で割った一人あたりの負担額で見ると、15.4万円の負担増になります。なお試算の上で想定した、これは今までは免税となっていた売上高550万円が粗利益50万円という試算の上、想定したのはこれまで免税となってきた売上高550万円、粗利益150万円という小規模事業者であります。

財務省は161万というこの数字について、小売業者を対象外として企業間取引を小規模事業者であります。財務省は161万というこの数について、小売業者を対象外にして取引を基に算出しております。つまり小売業者が課税業者になることを迫られる可能性があります。

なお日本商工会議所の調査では、小規模事業者の半分近くが消費税増税分を、価格の一部をしにくくまったく転嫁できない見込みと回答しております。結果的には事業者が生活費を削ってその分を納めることになる深刻な事態を引き起こす、またしかねない、そういうことになっております。

紀北町においては、事業所のほとんどが小型規模の事業者です。つまり今回のインボイス制度導入によって影響を受けるところばかりなのです。大企業や大金持ちにだけ利益がいく、このような制度は問題であると、私どもは考えております。

今後、皆さんからご同意を得て、お願いをしながら、この討論を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

東清剛議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたしますので、お間違いのないようお願いいたします。

お諮りします。

日程第27 請願第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(少数挙手)

東清剛議長

挙手少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

東清剛議長

ここで町長から追加議案が提出されておりますので、追加議案日程表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 6時 01分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 6時 05分)

日程の追加

東清剛議長

ただいま町長から議案1件と報告1件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、別紙議事日程表のとおり追加日程として、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案1件と報告1件についてを日程に追加し、別紙追加議事日程表のとおりただちに議題とすることに決定いたしました。

次に、本議案の審議にあたっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本議会において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては委員会への付託を省略し、本会議において審議することに決定いたしました。

追加日程第1

東清剛議長

それでは、追加議事日程第1 議案第28号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

本議会定例会に追加上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第28号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。本議案につきましては、村島教育長が平成31年4月1日をもって辞職されることから、平成31年4月2日から新教育長として、東長島214番地 中井克佳氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

村島教育長におかれましては、平成27年8月に紀北町教育長に就任され、紀北町の教育行政に多大なご尽力を賜わってまいりましたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

中井克佳氏におかれましても、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者であり、適任者であると考えますので、新教育長として任命することについて、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上、人事案件は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第28号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定しました。

教育長の任命については、議会が同意した時は議会の申し合わせにより、本会議において挨拶することになっており、中井克佳氏から挨拶をさせていただきたいという町長の申し出をいただいております。少し時間をいただき発言を許可したいと思いますので、ご了承ください。

それでは、中井克佳氏の出席を許可いたします。

(中井克佳氏：入場)

東清剛議長

ただいま教育長に任命議案が同意されました。

挨拶につき発言を許可します。

中井克佳氏

ただいま教育長任命にあたり議会のご同意をいただきました中井です。

もとより浅学非才の身ではありますが、議会の皆様のご同意をいただきましたからには、誠心誠意、心と力を尽くして職務の遂行にあたりたいと存じております。

現在、時代は知識基盤社会へと帆を進めております。子どもたちにはこの紀北町で学んだことが生きる力となり、夢を実現させていく力、より良い社会をつくっていく力となるように育成に努めてまいりたいと思います。

また、今年には熊野古道世界遺産登録15周年の年であり、東京オリンピック開催の前年にあたります。紀北町でも各種団体の皆様や各課とも連携して、すべての世代の町民の方々が生涯にわたり文化やスポーツを楽しめるよう、健康が増進されるよう、紀北町教育大綱の実現に向けて努めてまいりたいと思います。

今後におきましては、議員の皆様方のご指導とご鞭撻をお願いして、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

東清剛議長

中井克佳氏におかれましては、4月2日から教育長の職務をよろしくお願い申し上げます。

それでは退席してください。

(中井克佳氏：退席)

東清剛議長

皆さんご協力ありがとうございました。

追加日程第2

東清剛議長

次に、追加議事日程第2 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの教育長の任命につきましては、全会一致でご同意をいただき、誠にありがとうございました。新たに着任する教育長と協力し、今後も教育行政運営に邁進してまいりますので、議員各位におかれましては温かいご支援、ご協力いただければ幸いに存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、1件の報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。平成31年1月23日、午後1時15分頃、紀北町船津1411番地地先において、学校の給食コンテナを回収するために学校給食センター車両を運転中、対向車を避けようとしたところ、道路沿いの民家の軒先に接触し屋根を損傷させる事故が発生いたしました。

この物損事故につきまして、本年3月4日損害賠償額を1万7,000円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第189条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、1件の報告につきまして、今後このような事故が発生しないよう引き続き事故防止のための対策を徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

東清剛議長

以上で報告案件についての説明を終わります。

本件は地方自治法第180条の規定による議会の委任による専決処分であることから、質疑

は行わないとされていますが、ただいまの説明において、内容等について不明確な点があれば再度説明を求めることということで発言を許したいと思います。

それでは、発言される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で発言を打ち切り、これで報告案件については聞き置くことといたします。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここでこの4月1日をもって退職される村島尠郎教育長から挨拶の申し出をいただいておりますので、許可することといたします。

村島教育長。

村島尠郎教育長

この度、一身上の都合で退職をさせていただくことになりました。少子高齢化という時代にあって、微力ながら教育行政を担わせていただきました。その間、議員の皆さん方には学校教育、生涯教育にご理解、ご協力をいただきましたこと、心よりお礼を申し上げます。

今後も未来を担う子どもたちの学校教育、誰もがいつでも学び楽しむ生涯教育に、ご指導、ご支援をいただくことをお願い申し上げます。

在任中、お世話になった方々に深く感謝をするとともに、町行政のますますの発展、議員の皆様方のご健勝、ご活躍をお祈りいたしまして、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

東清剛議長

村島教育長には、平成27年8月就任以来、本年度まで教育長として、その柔和な人柄から教育関係者の人望も厚く、行政と教育機関相互の調整や、本町の教育の振興・発展に多大なご尽力をいただきましたことに対し心から敬意を表したいと存じます。どうかこれからも健康にご留意されますようご活躍を祈念申し上げますとともに、紀北町の応援団として、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

続きまして、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月28日に開会されました本定例会では、平成31年度当初予算案ほか諸議案につきまして、本日まで終始熱心にご審議をいただき、全議案を原案どおりご可決いただき、誠にありがとうございます。

教育長の任命につきましても、全会一致でご同意を賜わり、4月2日に中井教育長就任の運びとなりました。これまで培った教育現場での経験と優れた見識を十二分に発揮していただき、紀北町が目指す子育て教育のまちづくりに、邁進していただけるものと思いますので、議員の皆様にはご理解ご協力のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

また、村島教育長におかれましては、3年7カ月にわたり町が抱えるさまざまな教育課題に熱心、誠心誠意取り組んでいただきまして、紀北町の教育の発展に寄与していただきましたことに対し、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。今後とも紀北町の教育の発展のために側面からのご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

さて春の気配が感じられる季節となってまいりました。あと2週間あまりで新年度を迎えることになり、5月には新天皇が即位され、30年続いた平成が終わり、新しい元号、新しい時代がやってまいります。平成31年度は紀北町第2次総合計画の中間年となるため、各施策の進捗状況や達成度などを検証し、今後の事業展開を図っていきたいと考えております。

町のめざすべき将来像は、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまちの実現に向け、人、地域、産業や各種団体、活動などのすべてが元気になることを目指し、自然と共生する安全・安心なまちづくりに向け、職員一丸となって諸事努力してまいります。

また、本定例会でいただきました、ご指摘やご提案を考慮しながら、山積する行政課題を的確に解決していきたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

東清剛議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

2月28日に議会を開会し、長期にわたる定例会も、本日、閉会を迎えるわけでございます。この間、議員、町長以下、執行部の皆様方には、一般会計予算、特別会計予算、条例制定等々の慎重審議いただき、厚く御礼を申し上げるところでございます。

なお、今年度末をもって退職される職員の皆様方におかれましては、長きにわたり、本町発展のためにご尽力賜りましたことに対し、議会を代表して深く感謝の意を表すとともに、心から御礼を申し上げるところでございます。

今後においても健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、それぞれの立場でのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご健康、ご多幸を祈念し、定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

東清剛議長

これにて、平成31年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 6時 21分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 元年 6 月 1 1日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 入江康仁